

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
 - 第1節 基本給（第11条－第18条）
 - 第2節 年俸（第19条－第30条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第31条－第36条）
 - 第2節 住居手当（第37条－第43条）
 - 第3節 通勤手当（第44条－第51条）
 - 第4節 単身赴任手当（第52条－第58条）
 - 第5節 地域手当（第59条）
 - 第5節の2 広域異動手当（第59条の2）
 - 第6節 寒冷地手当（第60条－第61条）
 - 第7節 役職手当（第62条）
 - 第8節 特殊勤務手当（第63条－第66条の2）
 - 第9節 附加職務手当（第67条）
 - 第10節 超過勤務手当等（第68条－第70条）
 - 第11節 宿日直等手当（第71条－第73条）
 - 第12節 医師等派遣手当（第74条）
 - 第13節 役職職員特別勤務手当（第75条）
 - 第14節 業績手当（第76条－第81条）
 - 第15節 医師手当（第82条－第83条）
 - 第16節 医療専門資格手当（第83条の2）
 - 第17節 診療看護師手当（第83条の3）
 - 第18節 補助金等特別手当（第83条の4）
 - 第19節 基礎的給与調整手当（第83条の5）
- 第4章 給与の特例等（第84条－第97条）
- 第5章 規程の実施（第98条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成26年規程第17号。以下「就業規則」という。）第70条の規定に基づき独立行政法人地域

医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第1条に規定する任期付短時間職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし地域医療機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
- 3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、医師等派遣手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が地域医療機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第39条の休日（就業規則第42条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第43条の代休日と重なった場合は、就業規則第39条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下、本条において「支給定日」という。）は、毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 20日が日曜日に当たるとき 18日
 - 二 20日が土曜日に当たるとき 19日
 - 三 20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たるとき 19日（19日が日曜日にあたるときは17日）
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び医師等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給定日に支給する。ただし、次の給与期間の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 寒冷地手当は、第60条に規定する基準日の属する月の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 業績手当及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
 - 二 退職し又は解雇されたとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子

- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第68条から第70条まで、第86条、第91条、第91条の2及び第93条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第68条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第69条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第70条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第68条に規定する超過勤務手当、第69条に規定する休日給及び第70条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
 - 二の2 診療情報管理職基本給表（別表第2の2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 福祉職基本給表（別表第5）
- 六 介護福祉職基本給表（別表第5の2）
- 七 療養介助職基本給表（別表第6）
- 八 医師事務作業補助職基本給表（別表第6の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第19条に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成26年規程第31号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定

		めるものに適用する。ただし教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		看護専門学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
福祉職基本給表		医療社会事業専門員、保育士及び理事長が定めるものに適用する。
介護福祉職基本給表		介護福祉士及び介護支援専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、

級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

- 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額
 のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける
 前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたもの
 として取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失す
 ると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定する
 ことができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格
 した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至
 ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じ
 て決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、
 次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、1
 0月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第99条に規定する懲戒処分
 及び同規則第107条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとし
 る。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上	
勤務成績が特に良好	IV	6号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあって
 は、57歳）を超える職員

昇給区分	昇給できる号俸数
	管理職層・中間層・初任層

勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第11に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（表彰による昇給）

第16条の2 理事長の表彰を受けた場合は、第15条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の昇給の時期は、表彰を受けた日とする。

(再雇用職員の基本給月額)

第17条 再雇用職員(就業規則第79条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に就業規則第34条第1項ただし書きにより定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第34条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(副院長等基本年俸表)

第19条 副院長等基本年俸表は、別表第12に定めるとおりとする。

2 副院長等基本年俸表は、副院長、統括診療部長、診療部長、医長及び介護老人保健施設長の職を占める職員(医療及び介護業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第13に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第14に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表(以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、その異動の日をもって昇格させる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日

とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	6号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

- 第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の70から100分の130までの範囲内で理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
 - 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
 - 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員(就業規則第69条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。))を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死

亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第45条第3項を除いて同じ。）

ヘ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）

第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）を算定し、その額に、基準日以前の直近の期間（基準日の属する年度の4月1日から9月30日までの期間及び前年度の10月1日から3月31日までの期間とする。以下同じ。）の各事業場の業績に応じて理事長が定める事業場ごとの割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

10 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俵（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俵）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俵の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俵を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俵の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俵を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績年俵の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第94条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

- 第32条 扶養手当の月額は、第31条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長等に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第31条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第36条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書

類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（地域医療機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- 二 前条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて次に定める額
 - イ 片道5キロメートル未満 2,000円
 - ロ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
 - ハ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
 - ニ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円

ホ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
ヘ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
ト	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
チ	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
リ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
ヌ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
ル	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
ヲ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
ワ	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
カ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
ヨ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
レ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
ソ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
ツ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
ネ	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
ナ	片道100キロメートル以上	66,400円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号

又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して次の各号に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

一 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者（給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは国立高度専門医療研究センターその他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から人事交流等により基本給表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなった者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当にあっては、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人地域医療機能推進機構旅費規程（平成26年規程第38号）による宿泊費を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮

して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後の確認)

第50条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
二	300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
三	500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
四	700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
五	900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
六	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
七	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
八	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
九	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
十	2,500キロメートル以上	70,000円

(権衡職員の範囲等)

第54条 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職

員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する

事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第56条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を

具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第15に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下、この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下、この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(以下、この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15

- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

- 3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第15に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。
- 4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員とし

て勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節の2 広域異動手当

（広域異動手当）

第59条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときに

あつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であつた者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により職員となつた者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第89条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額 of 広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額 of 広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によつて第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

6 前五項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定によ

り地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前五項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前五項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

(寒冷地手当)

第60条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第16に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(支給額)

第61条 前条第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
 一 扶養親族を有する者
 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者
 2 この条において「扶養親族」とは、第31条第2項に規定する扶養親族であつて、かつ、第33条の規定による届出がなされているものをいう。
 3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第33条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 第87条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項

- の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
- 二 第97条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
- イ 就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
- ロ 就業規則第89条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第86条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
- ハ 就業規則第99条の規定により停職にされている職員
- ニ 就業規則第30条ただし書の許可を受けている職員
- ホ 自己啓発等休業職員
- ヘ 就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第87条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第16のとおりとする。

第7節 役職手当

（役職手当）

- 第62条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。
- 2 前項の職員は、別表第17に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第63条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 救急医療体制等確保手当
- 三 特殊業務手当
- 四 手術等従事手当

(夜間看護等手当)

第64条 夜間看護等手当は、職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分		職 種 の 区 分		
		医師又は歯科 医師	保健師、助産 師、看護師又は 准看護師	その他の職種
その勤務時間が深夜 の全部を含む勤務で ある場合(休憩時間を 控除しない)		9,900円	8,600円	6,000円
その勤務時間が深夜 の全部を含む勤務で ある場合(休憩時間を 控除しない)	深夜における勤務時間 が4時間以上である場 合	4,800円	4,200円	2,900円
	深夜における勤務時間 が2時間以上4時間未 満である場合	4,300円	3,500円	2,600円

	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2, 900円	2, 400円	1, 800円
--	-----------------------	---------	---------	---------

(救急医療体制等確保手当)

第65条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6, 000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3, 000円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12, 000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6, 000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18, 000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間

5 第73条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。

6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）

に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

第66条 特殊業務手当は、別表第18に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(手術等従事手当)

第66条の2 理事長が定める要件に該当する病院において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は、診療報酬点数1,000点以上の処置（以下「手術等」という。）を実施した医師及び歯科医師（1件の手術等において複数の医師及び歯科医師が実施した場合には、すべての医師及び歯科医師）に対して支給する。

2 前項の手当の額は、手術等1件につき、それぞれ各号に定める額の手術等従事手当を支給する。

一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円

二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円

三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前2号に規定する場合を除く。） 2,500円

3 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事長が定める要件に該当する病院の医師である職員（週4日以上常態として勤務しており、かつ、所定の勤務時間が週31時間以上である職員に限る。ただし、所定の勤務時間について、就業規則第67条、同規則第68条又は同規則第68条の2の規定による措置が講じられ、所定の勤務時間が短縮された場合には、週30時間以上とする。）が長時間かつ高度な技術を要する外科手術に従事した場合には、理事長が定める額を支給する。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

第67条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（「本務」という。）以外の所属長（就業規則第5条の所属長をいう。）の命令により特に附加された職務（「附加職務」という。）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第68条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の135

三 第4項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）

イ 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

四 第5項に規定する勤務 100分の150

3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。

4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

ただし、就業規則第46条に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。

6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

(休日給)

第69条 就業規則第42条に規定する祝日法による祝日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規則第42条に規定する年末年始の休日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずる

ものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第70条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第71条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第72条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22,500円
 - 二 医師以外の宿日直勤務 6,400円
- 2 前項の勤務は、第68条から第70条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 第1項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

(救急呼出待機手当)

第73条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(次の各号に掲げる職員に限る。)には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 2,000円
 - 三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(理事長が定めるものに限る。) 2,000円
- 2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による休日等又は年末年

始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 医師等派遣手当

(医師等派遣手当)

第74条 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
 - 二 助産師、看護師又は薬剤師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務、看護業務又は薬剤業務に従事したとき
 - 三 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものである職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、保健業務、看護業務、診療放射線業務、診療エックス線業務、臨床検査業務、衛生検査業務、栄養業務、臨床工学業務、理学療法業務、作業療法業務、視能訓練業務、言語聴覚業務、救急救命業務、歯科衛生業務、歯科技工業務、あん摩マッサージ指圧業務、心理療法業務及び理事長が定めるものの業務に従事したとき
- 2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 当該病院の医師の数が、医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
 - 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
 - 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合(理事長が定めるものに限る。)
 - 3 第1項第2号及び第3号の要件は、当該病院の助産師、看護師、薬剤師、保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものの確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
 - 4 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,000円
- 二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円
- 三 前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合
 - イ 助産師及び看護師 4,000円
 - ロ 薬剤師 7,000円
 - ハ 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるもの 4,000円
- 5 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第13節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第75条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第39条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（深夜に勤務した場合を除く。）
- 二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、第73条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - ロ 第73条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
- 三 理事長が定める職務に従事した場合
- 2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ定める額とする。
 - 一 前項第1号又は第2号の場合で副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

- 二 前項第1号又は第2号の場合で一以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,500円（12,750円）
	四種	7,000円（10,500円）
	五種	6,000円（9,000円）

三 前項第3号の場合 理事長の承認を得て定めた額

第14節 業績手当

（業績手当）

第76条 業績手当は、地域医療機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分

（基礎的支給部分）

第77条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第80条まで及び第90条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員として

の在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他の相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100分の125を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長及び係主任以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当

該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第79条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第105条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る

刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第80条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間の業績及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第86条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われ

る人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を標準として、基準日以前の直近の期間の各事業場の業績に応じて理事長が定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の54.5、12月に支給する場合においては100分の65.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の44.5、12月に支給する場合においては100分の55.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第77条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第80条第3項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」とあるのは「第80条第1項」と読み替えるものとする。

第 8 1 条 削除

第 1 5 節 医師手当

(医師手当)

第 8 2 条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

(支給額)

第 8 3 条 医師手当は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

一 医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職

二 医療職基本給表（一）以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職（医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 2 号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）

2 医師手当は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第 1 9 に定める医師手当支給種別区分表による。

一 一種から五種 前項第 1 号に該当する職

二 六種 前項第 2 号に該当する職

3 医師手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を 1 年度とし、その後年度を迎えるごとに 1 を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第 2 0 に定める医師手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。

4 前項により支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第 2 号の額が第 1 号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第 2 号の額から第 1 号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第 2 0 の額

二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第 2 0 の額

5 医師の欠員の補充を促進するために、第 2 項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、理事長が定める要件に該当する病院の医師である職員（週 4 日以上常態として勤務しており、かつ、所定の勤務時間が週 3 1 時間以上である職員に限る。ただし、所定の勤務時間について、就業規則第 6 7 条、同規則第 6 8 条又は同規則第 6 8 条の 2 の規定による措置が講じられ、所定の勤務時間が短縮された場合には、週 3 0 時間以上とする。）に対して 7, 0 0 0 円を支給する。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第83条の2 医療専門資格手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を修了し、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為を行う助産師又は看護師（看護部長及び副看護部長を除く。以下、この項において「看護師等」という。） 3,000円（ただし、理事長が別に定める場合は、5,000円。なお、第2号及び第3号に規定する者にあつては、それぞれ同号に掲げる額を加算した額）
 - 二 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 5,000円
 - 三 公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 3,000円
 - 四 一般社団法人日本医療薬学会によるがん専門薬剤師の認定を受けている薬剤師（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）で、その当該認定に係る専門領域の薬剤業務に従事する者 3,000円
- 2 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には医療専門資格手当は支給しない。
- 3 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 診療看護師手当

(診療看護師手当)

第83条の3 診療看護師手当は、理事長が認める資格認定を受け、当該分野の業務に従事した看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 看護師長又は副看護師長、助産師若しくは看護師（次号に該当する場合を除く。） 5,000円
 - 二 副看護師長、助産師又は看護師（理事長が別に定める場合） 40,000円
- 3 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には診療看護師手当は支給しない。
- 4 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第18節 補助金等特別手当

(補助金等特別手当)

第83条の4 補助金等特別手当は、国、地方公共団体等から交付される補助金その他助成金等（以下「補助金等」という。）を原資とし、当該補助金等が人件費に充当可能な場合に限り支給することができる。

- 2 補助金等の交付が取り消された場合、または補助金等の返還を求められた場合には、当該手当の全部または一部について、支給を取り消し、または支給済みの手当の返還を求めることができる。
- 3 その他、補助金等特別手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19節 基礎的給与調整手当

(基礎的給与調整手当)

第83条の5 職員に適用される基本給月額又は月例年俸のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額並びにこれに第59条第1項から第3項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その職員の在勤する地域に応じた人事院規則9-34（初任給調整手当）別表第3に掲げる額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、下回った日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間、基礎的給与調整手当を支給する。

- 2 基礎的給与調整手当の月額、基準額と特定額との差額に当該年度の所定勤務時間数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（任期付短時間勤務職員、第90条に規定する育児短時間勤務職員及び第91条の3に規定する特定短時間勤務職員にあっては当該額に就業規則第34条第1項ただし書きにより定められたその者の1週間についての勤務時間を同項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 理事長等は、前2項の規定により基礎的給与調整手当を支給する場合には、職員ごとに基礎的給与調整手当支給調書を作成し、保管するものとする。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第84条 第31条から第36条まで、第59条第4項から第6項まで、第82条及び第83条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

- 第85条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条及び第61条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
 - 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 6 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 7 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 8 任期付短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 9 任期付短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 任期付短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

- 第86条 職員が勤務しないときは、就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第87条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償及び労災法第14条によ

る休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第89条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。
 - 一 就業規則第89条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
 - 二 就業規則第89条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき 100分の100以内
 - 三 就業規則第89条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 就業規則第89条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第77条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第78条及び第79条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第87条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間

とする。ただし、就業規則第89条第3号から第5号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第88条 就業規則第89条第8項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 第6条第7項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。
- 4 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第89条 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第77条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第92条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

(育児短時間勤務職員の給与)

- 第90条 就業規則第66条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 7 育児短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 8 育児短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 11 育児短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 12 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 13 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定

にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 14 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

第91条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取り扱い）

第91条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（特定短時間勤務職員の給与）

第91条の3 就業規則第69条の2の規定により特定短時間勤務をしている職員（以下「特定短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 特定短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 特定短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 特定短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 特定短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
- 6 特定短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定

にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

- 7 特定短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 8 特定短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 9 特定短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 10 特定短時間勤務職員の業績手当の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（復職時調整）

第92条 就業規則第89条の規定により休職にされ、若しくは同規則第30条により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第65条、第68条若しくは第69条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下

介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1以下
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間(大学等における修学(当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。))及び国際貢献活動のための休業の期間)	100分の100以下
(上記以外の大学等における修学のための休業の期間)	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合(第六号に該当する場合を除く。)
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取り扱い)

第93条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取り扱い)

第94条 職員が就業規則第30条及び第31条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取り扱い)

第95条 職員が就業規則第29条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業務手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取り扱い)

第96条 職員が就業規則第69条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第97条 第86条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

- 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの
- 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人地域医療機能推進機構職員勤務時間等規程（平成26年規程第21号）第21条に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。
 - 一 生理日の就業が著しく困難な場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - 三 独立行政法人地域医療機能推進機構安全衛生管理規程（平成26年規程第49号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第39条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第98条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第76号)

(施行期日)

この規程は、平成26年9月1日から施行し、改正後の第72条第3項及第74条第5項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第80条第2項の規定、別表第1から別表第6及び別表第12は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第2条 平成26年前期の評価期間の全部を良好な成績で勤務した職員(55歳(医療職基本給表(一)又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員は除く。)の昇給の号俸数は、3号俸(医療職(二)基本給表、医療職(三)基本給表、事務職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの並びに教育職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級の職員にあっては、2号俸)とすることを標準として、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する。

(業績反映部分に関する特例)

第3条 第80条第2項の取り扱いについて、平成26年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同条同項第2号の「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と読み替えるものとする。

附 則 (平成26年規程第92号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第8号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給等として支給する。

3 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前2項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第8号)附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第8号)附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

(地域手当に関する経過措置)

第5条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けてい

る職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

附 則（平成27年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規程第26号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第44号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成27年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同条同項第2号の「100分の80」とあるのは「100分の85」と、同条同項第3号の「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、同条同項第4号の「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第15号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(広域異動手当に関する経過措置)

第2条 切替日前に職員が在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則 (平成29年規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行し、改正後の第80条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(業績反映部分に関する特例)

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成28年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号の「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条同項第3号の「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、同条同項第4号の「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と読み替えるものとする。

附 則 (平成29年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則 (平成29年規程第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に福祉職基本給表を適用されていた職員のうち介護福祉士及び介護支援専門員が、基本給表切り替えにより介護福祉職基本給表適用の職員(以下「切替職員」という。)となった場合の切替日における職務の級は、同級同号俸とする。

2 前項による切替職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日において受けてい

た基本給月額に達しないこととなる者には、平成34年3月31日までの間、切替日と切替日前日に受けていた基本給月額の差額（以下「現給保障額」という。）を下表の換算率により基本給として支給する。（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

ただし、切替後の基本給月額と現給保障額の合計額が、昇給等により切替日前日に受けていた基本給月額を超えた場合は、超えるまでの額を現給保障して支給する。

経過措置の期間	現給保障の換算率
平成29年4月1日～平成30年3月31日	5分の5
平成30年4月1日～平成31年3月31日	5分の4
平成31年4月1日～平成32年3月31日	5分の3
平成32年4月1日～平成33年3月31日	5分の2
平成33年4月1日～平成34年3月31日	5分の1

附 則（平成29年規程第62号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平成29年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 平成29年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成27年1月1日において改正前の職員給与規程第15条及び平成27年4月1日において同規程第23条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とす

る」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成30年規程第8号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第33号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 平成30年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の57.5」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と読み替えて適用するものとする。

（診療情報管理職基本給表の切替）

第3条 平成31年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。

3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成31年4月1日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。

4 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

- 5 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

附 則（令和元年規程第22号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（令和元年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和元年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と読み替えて適用するものとする。

（医師事務作業補助職基本給表の切替）

第3条 令和2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の級が事務職基本給表又は療養介助職基本給表（以下「事務職基本給表等」という。）の1級である職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表等の号俸と同じ号俸とする。ただし、切替日の前日において事務職基本給表の1級149号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸は、医師事務作業補助職基本給表の149号俸とする。

- 2 切替日の前日において、事務職基本給表等の1級である職員以外の職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

（住居手当に関する経過措置）

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第37条及び第38条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条及び第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額

を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。) から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第2条の規定による改正後の職員給与規程第38条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則 (令和2年規程第23号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年規程第39号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月8日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則 (令和2年規程第42号)

(施行期日)

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則 (令和2年規程第49号)

(施行期日)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第54号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和2年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、職員給与規程第77条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と読み替えて

適用するものとする。

第3条 令和2年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の120」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同項第3号中「100分の60.5」とあるのは「100分の63」と、同項第4号中「100分の50.5」とあるのは「100分の53」と読み替えて適用するものとする。

(経過措置)

第4条 この規程による改正前の職員給与規程第6条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第6条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年規程第2号)

(施行期日等)

この規程は、令和3年1月27日から施行し、令和2年12月25日から令和3年3月31日まで適用する。

附 則 (令和3年規程第31号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則 (令和3年規程第36号)

(施行期日)

この規程は、令和3年9月30日から施行する。

附 則 (令和4年規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年2月10日から施行し、令和4年2月1日から理事長が定める日まで適用する。

(処遇改善手当)

第2条 処遇改善手当の適用を受ける職員は、令和3年度看護職員等処遇改善事業補助金、令和3年度介護職員処遇改善支援補助金及び令和3年度保育士等処遇改善臨時特

例交付金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる病院（看護学校を除く附属施設を含む。）に勤務する職員であって、当該補助金の実施要綱等に定める処遇改善の対象者及び処遇改善の対象とすることができるコメディカルであって、所属長が別に定める職員とする。

- 2 前項の手当の額は、当該補助金の範囲内で、又は当該補助金から算定される額を基準として、所属長が別に定める額とする。
- 3 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- 4 処遇改善手当の支給は、本則第4条の規定を準用する。

附 則（令和4年規程第21号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第44号）

（施行期日）

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則（令和4年規程第55号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（処遇改善手当）

第2条 処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 処遇改善手当の月額、理事長が別に定める額の範囲内で所属長が定める額とする。
- 3 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- 4 処遇改善手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第3条 処遇改善手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「医療専門資格手当及び診療看護師手当」とあるのは、「医療専門資格手当、診療看護師手当及び処遇改善手当」と読み替えるものとする。

- 2 処遇改善手当が支給される職員の第9条の適用については、「医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額」とあるのは、「医療専門資格手当の月額、診療看護師手当の月額及び処遇改善手当の月額」と読み替えるものとする。

附 則（令和４年規程第６０号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

（臨時特別賞与）

第２条 第７６条に規定する業績手当の特例として、令和４年４月１日から令和４年１２月１日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和４年１２月１日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。

２ 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
６箇月２日以上	１００分の１００
４箇月２日以上６箇月２日未満	１００分の８０
２箇月２日以上４箇月２日未満	１００分の６０
２箇月２日未満	１００分の４０

３ 前項の支給定額は、１５０，０００円とする。

４ 臨時特別賞与は、令和４年１２月９日（以下「支給日」という。）に支給する。

５ 次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第１００条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０１条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第８２条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給

することが、地域医療機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和4年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項3号中「100分の63」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の53」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和5年規程第13号）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年規程第25号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程別表第6の2（医師事務作業補助職基本給表2級に係る部分に限る。）、別表第7のル、別表第10のル及び別表第11は、令和6年4月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和5年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同項同号中「100分の5

8. 75」とあるのは「100分の60」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和5年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の64.25」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の54.25」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和6年規程第23号）

（施行期日）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第33号）

（施行期日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第37号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

（令和6年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和6年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、同項同号中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和6年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100分の65.5」とあるのは「100分の66.75」と、同項第4号中「100分の55.5」とあるのは「100分の56.75」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和 7 年規程第 5 号）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 3 8 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第 2 条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（この規程による改正前の職員給与規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第 4 5 条第 1 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等（同条第 2 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等及び同条第 4 項第 1 号に規定する橋等以外の交通機関等をいう。第 1 号において同じ。））を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額」という。））、同項第 2 号に規定する額（以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び同条第 2 項第 1 号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の規程第 5 1 条に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2 以上の新幹線鉄道等（改正前の規程第 4 5 条第 2 項に規定する新幹線鉄道等をいう。））を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第 2 号において「改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が 1 5 0, 0 0 0 円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の規程第 4 4 条第 1 項第 2 号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 5 5, 0 0 0 円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の規程第 4 5 条第 2 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

三 改正前の規程第 4 5 条第 4 項第 1 号に規定する橋等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第 3 号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1 円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 5 5, 0 0 0 円を減

じて得た額

- 二 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）を減じて得た額

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第3条 この規程による改正後の職員給与規程（次条において「改正後の規程」という。）第45条第3項及び第54条第1項の規定は、施行日前に新たに基本給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第4条 改正後の規程別表第16の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（令和8年規程第7号）

（施行期日）

この規程は、令和8年3月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第72条第1項の規定、別表第1から別表第6の2及び別表第12は、令和7年12月1日から適用する。

附 則（令和8年規程第23号）

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第32号）

（施行期日）

この規程は、令和8年6月1日から施行する。ただし、改正後の第66条の2第4項及び第83条第6項の規定については、理事長が定める日まで適用する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	282,600	61	488,600	121	549,700	1	379,700	61	556,700
2	287,500	62	490,800	122	550,100	2	384,400	62	558,700
3	292,300	63	492,900	123	550,500	3	389,000	63	560,700
4	297,100	64	495,000	124	550,900	4	393,700	64	562,700
5	301,800	65	497,000	125	551,300	5	398,300	65	564,700
6	306,400	66	499,100	126	551,700	6	402,800	66	566,600
7	310,900	67	501,100	127	552,100	7	407,300	67	568,500
8	315,300	68	503,100	128	552,500	8	411,700	68	570,300
9	319,700	69	505,100	129	553,000	9	416,200	69	572,000
10	324,000	70	507,100	130	553,400	10	420,600	70	573,600
11	328,300	71	509,000	131	553,800	11	424,800	71	575,100
12	332,500	72	510,900	132	554,200	12	428,900	72	576,600
13	336,800	73	512,700	133	554,700	13	433,000	73	577,900
14	341,200	74	514,400			14	436,800	74	579,100
15	345,600	75	516,000	再雇用職員	313,300	15	440,500	75	580,200
16	350,000	76	517,500			16	444,200	76	581,300
17	354,500	77	518,900			17	447,600	77	582,400
18	359,000	78	520,200			18	450,800	78	583,500
19	363,500	79	521,400			19	453,800	79	584,600
20	368,000	80	522,400			20	456,800	80	585,700
21	372,400	81	523,400			21	459,600	81	586,800
22	376,700	82	524,400			22	462,300	82	587,900
23	381,000	83	525,300			23	465,000	83	589,100
24	385,200	84	526,200			24	467,600	84	590,200
25	389,300	85	527,100			25	470,100	85	591,300
26	393,200	86	527,900			26	472,600	86	592,300
27	396,900	87	528,700			27	475,200	87	593,400
28	400,500	88	529,500			28	477,800	88	594,500
29	404,000	89	530,200			29	480,400	89	595,600
30	407,400	90	531,000			30	483,000	90	596,600
31	410,800	91	531,700			31	485,600	91	597,600
32	414,300	92	532,500			32	488,200	92	598,500
33	417,800	93	533,300			33	490,800	93	599,400
34	421,400	94	534,100			34	493,300	94	600,300
35	424,900	95	534,900			35	495,800	95	601,100
36	428,400	96	535,700			36	498,300	96	601,900
37	431,900	97	536,500			37	500,800	97	602,600
38	435,300	98	537,300			38	503,300	98	603,200
39	438,500	99	538,100			39	505,800	99	603,800
40	441,500	100	538,900			40	508,300	100	604,400
41	444,300	101	539,600			41	510,800	101	605,000
42	446,800	102	540,400			42	513,300	102	605,600
43	449,100	103	541,100			43	515,800	103	606,100
44	451,300	104	541,800			44	518,200	104	606,600
45	453,500	105	542,400			45	520,600	105	607,100
46	455,700	106	543,000			46	523,100	106	607,600
47	458,000	107	543,600			47	525,500	107	608,200
48	460,300	108	544,200			48	528,000	108	608,800
49	462,700	109	544,700			49	530,400	109	609,400
50	465,100	110	545,100			50	532,800	110	609,900
51	467,400	111	545,500			51	535,200	111	610,400
52	469,600	112	545,900			52	537,600	112	610,900
53	471,900	113	546,300			53	540,000	113	611,400
54	474,200	114	546,800			54	542,100		
55	476,400	115	547,300			55	544,200	再雇用職員	357,500
56	478,500	116	547,700			56	546,300		
57	480,600	117	548,100			57	548,400		
58	482,700	118	548,500			58	550,500		
59	484,700	119	548,900			59	552,600		
60	486,600	120	549,300			60	554,700		

ロ 医療職基本給表（二）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	180,600	61	267,300	121	290,900	1	250,200	61	325,200
2	182,000	62	268,300	122	291,100	2	251,500	62	326,400
3	183,500	63	269,300	123	291,300	3	252,900	63	327,600
4	185,000	64	270,300	124	291,500	4	254,200	64	328,800
5	186,500	65	271,300	125	291,700	5	255,500	65	329,800
6	188,100	66	272,400	126	291,900	6	256,700	66	330,600
7	189,700	67	273,400	127	292,100	7	257,900	67	331,400
8	191,300	68	274,300	128	292,200	8	259,000	68	332,200
9	193,000	69	275,200	129	292,400	9	260,100	69	332,900
10	194,700	70	276,000	130	292,600	10	261,200	70	333,600
11	196,400	71	276,800	131	292,700	11	262,400	71	334,300
12	198,100	72	277,600	132	292,900	12	263,600	72	334,900
13	199,900	73	278,300	133	293,100	13	264,700	73	335,400
14	201,700	74	278,900	134	293,300	14	265,900	74	335,900
15	203,600	75	279,500	135	293,400	15	267,100	75	336,300
16	205,600	76	280,000	136	293,600	16	268,200	76	336,800
17	207,600	77	280,400	137	293,700	17	269,300	77	337,300
18	209,700	78	280,700	138	293,900	18	270,400	78	337,800
19	211,800	79	281,000	139	294,100	19	271,400	79	338,300
20	214,000	80	281,200	140	294,300	20	272,400	80	338,800
21	216,100	81	281,400	141	294,400	21	273,400	81	339,300
22	218,000	82	281,600	142	294,600	22	274,400	82	339,800
23	219,700	83	281,800	143	294,700	23	275,400	83	340,300
24	221,400	84	282,000	144	294,900	24	276,400	84	340,700
25	222,900	85	282,200	145	295,000	25	277,400	85	341,100
26	224,300	86	282,400	146	295,100	26	278,400	86	341,500
27	225,700	87	282,600	147	295,200	27	279,400	87	341,800
28	227,100	88	282,800	148	295,400	28	280,400	88	342,100
29	228,400	89	283,000	149	295,500	29	281,600	89	342,500
30	229,800	90	283,200	150	295,600	30	282,900	90	342,900
31	231,200	91	283,400	151	295,700	31	284,200	91	343,300
32	232,600	92	283,600	152	295,900	32	285,600	92	343,700
33	234,000	93	283,800	153	296,000	33	287,000	93	344,000
34	235,400	94	284,100			34	288,500	94	344,300
35	236,800	95	284,400	再雇用職員	228,100	35	289,900	95	344,600
36	238,100	96	284,700			36	291,400	96	344,900
37	239,400	97	285,000			37	292,900	97	345,100
38	240,700	98	285,300			38	294,300	98	345,400
39	242,000	99	285,500			39	295,600	99	345,700
40	243,200	100	285,800			40	296,800	100	345,900
41	244,400	101	286,100			41	298,100	101	346,100
42	245,500	102	286,300			42	299,400	102	346,400
43	246,600	103	286,600			43	300,700	103	346,700
44	247,700	104	286,800			44	302,100	104	347,000
45	248,800	105	287,100			45	303,600	105	347,200
46	250,000	106	287,400			46	305,000	106	347,500
47	251,200	107	287,700			47	306,400	107	347,800
48	252,400	108	288,000			48	307,800	108	348,100
49	253,600	109	288,300			49	309,200	109	348,400
50	254,700	110	288,600			50	310,600	110	348,700
51	255,900	111	288,800			51	312,000	111	349,000
52	257,100	112	289,000			52	313,400	112	349,400
53	258,300	113	289,200			53	314,800	113	349,700
54	259,500	114	289,500			54	316,200		
55	260,600	115	289,700			55	317,600	再雇用職員	257,700
56	261,800	116	289,900			56	318,900		
57	263,000	117	290,100			57	320,200		
58	264,100	118	290,300			58	321,400		
59	265,200	119	290,500			59	322,700		
60	266,300	120	290,700			60	324,000		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	273,700	61	350,600	1	302,600	61	393,300	1	346,700
2	274,900	62	351,200	2	304,500	62	394,000	2	348,800
3	276,100	63	351,800	3	306,500	63	394,600	3	350,900
4	277,200	64	352,400	4	308,500	64	395,200	4	352,900
5	278,300	65	353,000	5	310,500	65	395,800	5	354,900
6	279,400	66	353,600	6	312,500	66	396,400	6	356,900
7	280,400	67	354,300	7	314,500	67	397,000	7	358,900
8	281,400	68	354,900	8	316,400	68	397,500	8	361,000
9	282,400	69	355,500	9	318,300	69	398,000	9	363,100
10	283,400	70	356,100	10	320,100	70	398,500	10	365,100
11	284,400	71	356,700	11	321,800	71	399,000	11	367,100
12	285,400	72	357,300	12	323,600	72	399,500	12	369,100
13	286,400	73	357,800	13	325,400	73	400,100	13	371,000
14	287,400	74	358,200	14	327,200	74	400,700	14	372,900
15	288,500	75	358,600	15	329,000	75	401,300	15	374,900
16	289,700	76	359,100	16	330,800	76	401,900	16	376,900
17	291,000	77	359,600	17	332,700	77	402,400	17	378,900
18	292,300	78	360,100	18	334,600	78	402,900	18	380,900
19	293,700	79	360,600	19	336,500	79	403,300	19	382,800
20	295,200	80	361,000	20	338,300	80	403,700	20	384,700
21	296,700	81	361,300	21	340,100	81	404,100	21	386,600
22	298,300	82	361,600	22	341,900	82	404,500	22	388,500
23	299,900	83	362,000	23	343,700	83	405,000	23	390,400
24	301,500	84	362,300	24	345,600	84	405,400	24	392,300
25	303,100	85	362,700	25	347,500	85	405,800	25	394,100
26	304,700	86	363,100	26	349,400			26	395,900
27	306,200	87	363,500	27	351,300	再雇用職員	298,300	27	397,700
28	307,700	88	363,800	28	353,100			28	399,400
29	309,200	89	364,200	29	354,800			29	401,000
30	310,700	90	364,600	30	356,500			30	402,600
31	312,200	91	364,900	31	358,200			31	404,200
32	313,700	92	365,200	32	360,000			32	405,700
33	315,200	93	365,500	33	361,800			33	407,100
34	316,800	94	365,800	34	363,600			34	408,400
35	318,400	95	366,100	35	365,400			35	409,700
36	320,000	96	366,400	36	367,200			36	410,900
37	321,600	97	366,700	37	368,900			37	412,000
38	323,100	98	367,100	38	370,500			38	413,100
39	324,600	99	367,500	39	372,000			39	414,200
40	326,100	100	367,900	40	373,500			40	415,200
41	327,700	101	368,400	41	374,900			41	416,100
42	329,300	102	368,900	42	376,200			42	417,000
43	330,800	103	369,300	43	377,400			43	417,800
44	332,300	104	369,700	44	378,600			44	418,500
45	333,700	105	370,200	45	379,700			45	419,100
46	335,100			46	380,700			46	419,600
47	336,500	再雇用職員	271,800	47	381,700			47	420,100
48	337,900			48	382,700			48	420,500
49	339,300			49	383,700			49	420,900
50	340,600			50	384,700			50	421,200
51	341,800			51	385,600			51	421,500
52	343,000			52	386,500			52	421,800
53	344,100			53	387,300			53	422,100
54	345,100			54	388,100			54	422,400
55	346,000			55	388,900			55	422,700
56	346,900			56	389,700			56	423,000
57	347,700			57	390,500			57	423,300
58	348,500			58	391,200			58	423,600
59	349,300			59	391,900			59	423,900
60	350,000			60	392,600			60	424,200

号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額
	円		円		円
61	424,500	1	391,000	1	458,400
62	424,800	2	393,700	2	461,100
63	425,100	3	396,400	3	463,800
64	425,400	4	399,100	4	466,400
65	425,600	5	401,800	5	469,000
再雇用職員	340,900	6	404,500	6	471,700
		7	407,100	7	474,300
		8	409,600	8	476,900
		9	412,100	9	479,500
		10	414,500	10	482,000
		11	416,800	11	484,500
		12	419,000	12	486,800
		13	421,100	13	488,900
		14	423,200	14	490,800
		15	425,300	15	492,500
		16	427,300	16	494,000
		17	429,300	17	495,400
		18	431,200	18	496,700
		19	433,100	19	498,000
		20	435,000	20	499,300
		21	436,800	21	500,600
		22	438,500	22	502,000
		23	440,200	23	503,400
		24	441,800	24	504,800
		25	443,300	25	506,200
		26	444,700	26	507,600
		27	446,100	27	508,900
		28	447,400	28	510,200
		29	448,700	29	511,500
		30	449,900	30	512,800
		31	451,100	31	514,000
		32	452,300	32	515,100
		33	453,500	33	516,100
		34	454,700	34	517,100
		35	455,800	35	518,100
		36	456,800	36	519,100
		37	457,800	37	520,100
		38	458,600		
		39	459,400	再雇用職員	449,400
		40	460,100		
		41	460,700		
		42	461,300		
		43	461,800		
		44	462,200		
		45	462,600		
		46	462,900		
		47	463,200		
		48	463,500		
		49	463,800		
		50	464,100		
		51	464,400		
		52	464,700		
		53	465,000		
再雇用職員			384,700		

ハ 医療職基本給表（三）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	198,600	61	272,000	121	300,500	1	226,500	61	294,500	121
2	200,000	62	272,800	122	300,700	2	228,500	62	295,700	122
3	201,400	63	273,600	123	300,900	3	230,400	63	296,900	123
4	202,900	64	274,400	124	301,100	4	232,200	64	298,000	124
5	204,400	65	275,200	125	301,300	5	234,000	65	299,000	125
6	205,900	66	276,000	126	301,400	6	235,700	66	300,100	126
7	207,400	67	276,800	127	301,600	7	237,400	67	301,200	127
8	208,900	68	277,600	128	301,800	8	239,000	68	302,300	128
9	210,400	69	278,400	129	302,000	9	240,600	69	303,500	129
10	212,000	70	279,200	130	302,100	10	242,100	70	304,700	130
11	213,600	71	279,900	131	302,200	11	243,600	71	305,800	131
12	215,300	72	280,700	132	302,300	12	245,100	72	307,000	132
13	217,000	73	281,400	133	302,400	13	246,500	73	308,200	133
14	218,800	74	282,100	134	302,500	14	247,800	74	309,400	134
15	220,700	75	282,800	135	302,600	15	249,000	75	310,600	135
16	222,700	76	283,500	136	302,700	16	250,200	76	311,800	136
17	224,700	77	284,200	137	302,800	17	251,400	77	313,000	137
18	226,700	78	284,900	138	302,900	18	252,600	78	314,200	138
19	228,700	79	285,600	139	303,000	19	253,900	79	315,400	139
20	230,700	80	286,300	140	303,100	20	255,100	80	316,600	140
21	232,600	81	287,000	141	303,200	21	256,400	81	317,700	141
22	234,400	82	287,700	142	303,300	22	257,600	82	318,700	142
23	236,100	83	288,400	143	303,400	23	258,800	83	319,700	143
24	237,700	84	289,100	144	303,500	24	260,100	84	320,800	144
25	239,200	85	289,800	145	303,600	25	261,300	85	321,900	145
26	240,500	86	290,500	146	303,700	26	262,500	86	323,000	146
27	241,700	87	291,200	147	303,800	27	263,600	87	324,200	147
28	242,800	88	291,900	148	303,900	28	264,700	88	325,400	148
29	243,800	89	292,500	149	304,000	29	265,800	89	326,600	149
30	244,800	90	293,000	150	304,100	30	266,800	90	327,700	150
31	245,800	91	293,400	151	304,200	31	267,800	91	328,800	151
32	246,800	92	293,800	152	304,300	32	268,700	92	329,800	152
33	247,800	93	294,100	153	304,400	33	269,500	93	330,700	153
34	248,800	94	294,300	154	304,500	34	270,300	94	331,500	
35	249,800	95	294,500	155	304,600	35	271,100	95	332,200	再雇用職員
36	250,800	96	294,800	156	304,700	36	271,900	96	332,800	
37	251,800	97	295,100	157	304,800	37	272,700	97	333,300	
38	252,800	98	295,300	158	304,900	38	273,500	98	333,800	
39	253,800	99	295,600	159	305,000	39	274,300	99	334,300	
40	254,800	100	295,900	160	305,100	40	275,000	100	334,800	
41	255,700	101	296,200	161	305,200	41	275,700	101	335,300	
42	256,600	102	296,500	162	305,300	42	276,400	102	335,800	
43	257,500	103	296,800	163	305,400	43	277,100	103	336,300	
44	258,400	104	297,000	164	305,500	44	277,800	104	336,800	
45	259,200	105	297,200	165	305,600	45	278,500	105	337,300	
46	260,000	106	297,400	166	305,700	46	279,200	106	337,800	
47	260,800	107	297,600	167	305,800	47	279,900	107	338,300	
48	261,600	108	297,800	168	305,900	48	280,600	108	338,800	
49	262,400	109	298,100	169	306,000	49	281,400	109	339,200	
50	263,200	110	298,400			50	282,200	110	339,500	
51	264,000	111	298,600	再雇用職員	249,000	51	283,000	111	339,900	
52	264,800	112	298,800			52	283,900	112	340,200	
53	265,600	113	299,000			53	284,800	113	340,500	
54	266,400	114	299,200			54	285,800	114	340,800	
55	267,200	115	299,400			55	286,900	115	341,100	
56	268,000	116	299,600			56	288,100	116	341,400	
57	268,800	117	299,800			57	289,300	117	341,700	
58	269,600	118	299,900			58	290,600	118	342,000	
59	270,400	119	300,100			59	291,900	119	342,300	
60	271,200	120	300,300			60	293,200	120	342,600	

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額
円		円		円		円		円		円
342,900	1	268,700	61	331,400	121	378,000	1	288,000	61	357,500
343,200	2	270,000	62	332,600	122	378,500	2	288,900	62	358,600
343,500	3	271,300	63	333,800	123	379,000	3	289,700	63	359,700
343,800	4	272,500	64	335,000	124	379,400	4	290,500	64	360,900
344,100	5	273,600	65	336,200	125	379,800	5	291,300	65	362,100
344,400	6	274,700	66	337,300			6	292,100	66	363,300
344,700	7	275,700	67	338,400	再雇用職員	277,800	7	292,900	67	364,400
345,000	8	276,600	68	339,500			8	293,700	68	365,500
345,300	9	277,500	69	340,600			9	294,500	69	366,600
345,600	10	278,400	70	341,700			10	295,300	70	367,700
346,000	11	279,200	71	342,800			11	296,200	71	368,700
346,300	12	280,000	72	343,800			12	297,000	72	369,700
346,600	13	280,800	73	344,800			13	297,900	73	370,700
346,900	14	281,600	74	345,800			14	298,800	74	371,700
347,200	15	282,400	75	346,800			15	299,700	75	372,700
347,500	16	283,100	76	347,900			16	300,600	76	373,700
347,800	17	283,800	77	349,100			17	301,500	77	374,600
348,100	18	284,500	78	350,300			18	302,500	78	375,400
348,300	19	285,200	79	351,400			19	303,600	79	376,200
348,500	20	286,000	80	352,500			20	304,700	80	376,900
348,700	21	286,700	81	353,600			21	305,900	81	377,500
348,900	22	287,400	82	354,700			22	307,100	82	378,100
349,100	23	288,200	83	355,800			23	308,400	83	378,600
349,300	24	289,000	84	356,800			24	309,700	84	379,100
349,400	25	289,800	85	357,800			25	311,000	85	379,600
349,600	26	290,600	86	358,800			26	312,300	86	380,100
349,800	27	291,500	87	359,800			27	313,600	87	380,600
350,000	28	292,400	88	360,800			28	314,800	88	381,100
350,200	29	293,300	89	361,700			29	316,100	89	381,600
350,400	30	294,300	90	362,500			30	317,400	90	382,100
350,500	31	295,400	91	363,300			31	318,700	91	382,600
350,600	32	296,600	92	364,000			32	319,900	92	383,100
350,700	33	297,800	93	364,700			33	321,200	93	383,600
	34	298,900	94	365,300			34	322,500	94	384,200
270,100	35	300,100	95	365,900			35	323,800	95	384,700
	36	301,300	96	366,500			36	325,200	96	385,200
	37	302,500	97	367,000			37	326,600	97	385,700
	38	303,700	98	367,500			38	327,900	98	386,200
	39	304,900	99	368,000			39	329,300	99	386,700
	40	305,900	100	368,500			40	330,700	100	387,200
	41	307,100	101	369,000			41	332,100	101	387,700
	42	308,200	102	369,500			42	333,500	102	388,200
	43	309,400	103	369,900			43	334,800	103	388,700
	44	310,600	104	370,300			44	336,100	104	389,200
	45	311,800	105	370,700			45	337,400	105	389,700
	46	313,000	106	371,100			46	338,700	106	390,200
	47	314,200	107	371,500			47	340,000	107	390,700
	48	315,400	108	371,900			48	341,300	108	391,200
	49	316,600	109	372,300			49	342,600	109	391,700
	50	317,900	110	372,800			50	343,900	110	392,200
	51	319,200	111	373,300			51	345,200	111	392,800
	52	320,500	112	373,800			52	346,500	112	393,300
	53	321,800	113	374,300			53	347,700	113	393,800
	54	323,100	114	374,800			54	349,000		
	55	324,300	115	375,300			55	350,300	再雇用職員	288,500
	56	325,500	116	375,700			56	351,600		
	57	326,700	117	376,100			57	352,900		
	58	327,800	118	376,500			58	354,100		
	59	329,000	119	377,000			59	355,300		
	60	330,200	120	377,500			60	356,400		

号俸	5級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	309,400	61	394,100	1	349,100	61	448,000	1	393,700
2	311,000	62	394,900	2	351,200	62	448,400	2	396,400
3	312,500	63	395,700	3	353,300	63	448,800	3	399,100
4	314,100	64	396,400	4	355,400	64	449,200	4	401,700
5	315,700	65	397,100	5	357,500	65	449,600	5	404,200
6	317,300	66	397,800	6	359,600	66	450,000	6	406,600
7	318,900	67	398,500	7	361,600	67	450,400	7	409,000
8	320,500	68	399,200	8	363,600	68	450,800	8	411,300
9	322,000	69	399,900	9	365,700	69	451,200	9	413,500
10	323,600	70	400,600	10	367,700	再雇用職員	344,400	10	415,700
11	325,200	71	401,300	11	369,700			11	417,900
12	326,800	72	402,000	12	371,700			12	420,100
13	328,400	73	402,600	13	373,800			13	422,300
14	329,900	74	403,200	14	375,800			14	424,400
15	331,300	75	403,700	15	377,800			15	426,500
16	332,700	76	404,200	16	379,800			16	428,700
17	334,100	77	404,700	17	381,800			17	430,800
18	335,500	78	405,200	18	383,800			18	432,900
19	336,900	79	405,600	19	385,800			19	435,000
20	338,300	80	406,000	20	387,800			20	437,100
21	339,700	81	406,400	21	389,800			21	439,200
22	341,100	82	406,800	22	391,800			22	441,200
23	342,600	83	407,200	23	393,800			23	443,200
24	344,100	84	407,600	24	395,800			24	445,100
25	345,600	85	408,000	25	397,700			25	446,900
26	347,100	86	408,400	26	399,600			26	448,600
27	348,500	87	408,800	27	401,400			27	450,200
28	349,900	88	409,200	28	403,200	28	451,800		
29	351,300	89	409,600	29	405,000	29	453,400		
30	352,700	90	410,000	30	406,800	30	454,900		
31	354,100	91	410,500	31	408,600	31	456,400		
32	355,500	92	410,900	32	410,400	32	457,900		
33	357,000	93	411,300	33	412,200	33	459,400		
34	358,600	再雇用職員	305,700	34	414,000	34	460,900		
35	360,100			35	415,800	35	462,400		
36	361,600			36	417,600	36	463,800		
37	363,100			37	419,300	37	465,200		
38	364,700			38	421,000	38	466,500		
39	366,300			39	422,700	39	467,700		
40	367,800			40	424,400	40	468,800		
41	369,300			41	426,000	41	469,800		
42	370,700			42	427,600	42	470,800		
43	372,100			43	429,100	43	471,800		
44	373,500			44	430,500	44	472,700		
45	374,900			45	431,800	45	473,500		
46	376,300			46	433,000	46	474,300		
47	377,700			47	434,200	47	475,000		
48	379,000			48	435,400	48	475,700		
49	380,300			49	436,600	49	476,400		
50	381,600			50	437,800	50	477,100		
51	382,900			51	439,000	51	477,800		
52	384,200	52	440,200	52	478,500				
53	385,500	53	441,400	53	479,300				
54	386,800	54	442,500	54	480,000				
55	388,100	55	443,600	55	480,800				
56	389,300	56	444,600	56	481,600				
57	390,400	57	445,500	57	482,400				
58	391,400	58	446,300	再雇用職員	390,400				
59	392,400	59	446,900						
60	393,300	60	447,500						

別表第2 事務職基本給表 (第11条第1項第2号関係)

事務職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	175,300	61	262,800	121	297,400	1	254,900	61	342,100	1
2	176,500	62	263,800	122	297,600	2	256,400	62	343,000	2
3	177,700	63	264,800	123	297,800	3	257,900	63	343,800	3
4	178,800	64	265,800	124	298,000	4	259,400	64	344,500	4
5	179,900	65	266,800	125	298,200	5	260,900	65	345,200	5
6	181,100	66	267,700	126	298,400	6	262,300	66	345,800	6
7	182,200	67	268,600	127	298,600	7	263,700	67	346,400	7
8	183,300	68	269,500	128	298,800	8	265,100	68	347,100	8
9	184,500	69	270,400	129	299,000	9	266,500	69	347,800	9
10	185,800	70	271,300	130	299,200	10	267,900	70	348,400	10
11	187,300	71	272,200	131	299,300	11	269,200	71	349,000	11
12	188,900	72	273,100	132	299,500	12	270,500	72	349,600	12
13	190,500	73	273,900	133	299,600	13	271,800	73	350,200	13
14	192,100	74	274,800	134	299,700	14	273,100	74	350,700	14
15	193,700	75	275,700	135	299,900	15	274,400	75	351,200	15
16	195,300	76	276,600	136	300,000	16	275,700	76	351,700	16
17	196,900	77	277,500	137	300,100	17	277,000	77	352,200	17
18	198,500	78	278,400	138	300,200	18	278,300	78	352,700	18
19	200,100	79	279,300	139	300,300	19	279,600	79	353,100	19
20	201,700	80	280,200	140	300,400	20	281,000	80	353,500	20
21	203,300	81	281,100	141	300,500	21	282,400	81	353,900	21
22	205,000	82	281,900	142	300,600	22	283,900	82	354,400	22
23	206,600	83	282,800	143	300,700	23	285,400	83	354,900	23
24	208,200	84	283,700	144	300,800	24	287,000	84	355,300	24
25	209,800	85	284,500	145	300,900	25	288,600	85	355,700	25
26	211,400	86	285,200	146	301,000	26	290,200	86	356,100	26
27	213,000	87	286,000	147	301,100	27	291,800	87	356,500	27
28	214,600	88	286,700	148	301,200	28	293,400	88	356,900	28
29	216,200	89	287,300	149	301,300	29	295,000	89	357,300	29
30	217,800	90	287,900	150	301,400	30	296,600	90	357,700	30
31	219,300	91	288,400	151	301,500	31	298,100	91	358,100	31
32	220,800	92	288,800	152	301,600	32	299,600	92	358,500	32
33	222,300	93	289,200	153	301,700	33	301,100	93	358,900	33
34	223,800	94	289,500	154	301,800	34	302,600	94	359,300	34
35	225,300	95	289,900	155	301,900	35	304,100	95	359,700	35
36	226,900	96	290,300	156	302,000	36	305,600	96	360,100	36
37	228,500	97	290,600	157	302,100	37	307,100	97	360,400	37
38	230,000	98	290,900			38	308,600	98	360,700	38
39	231,600	99	291,300	再雇用職員	228,000	39	310,200	99	361,100	39
40	233,200	100	291,700			40	311,800	100	361,500	40
41	234,700	101	292,000			41	313,300	101	361,900	41
42	236,200	102	292,300			42	314,900	102	362,300	42
43	237,700	103	292,600			43	316,400	103	362,700	43
44	239,100	104	292,900			44	318,000	104	363,100	44
45	240,600	105	293,200			45	319,600	105	363,500	45
46	242,100	106	293,500			46	321,200	106	363,900	46
47	243,500	107	293,800			47	322,700	107	364,300	47
48	244,900	108	294,100			48	324,100	108	364,700	48
49	246,300	109	294,400			49	325,500	109	365,100	49
50	247,700	110	294,700			50	327,000	110	365,500	50
51	249,100	111	295,000			51	328,500	111	365,900	51
52	250,500	112	295,300			52	330,000	112	366,300	52
53	252,000	113	295,600			53	331,500	113	366,600	53
54	253,500	114	295,900			54	333,100			54
55	254,900	115	296,200			55	334,700	再雇用職員	269,900	55
56	256,200	116	296,400			56	336,200			56
57	257,600	117	296,600			57	337,600			57
58	259,000	118	296,800			58	338,800			58
59	260,300	119	297,000			59	340,000			59
60	261,600	120	297,200			60	341,100			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
円		円		円		円		円		円
286,200	61	382,600	1	310,800	61	399,800	1	339,300	61	423,400
287,900	62	383,200	2	312,900	62	400,400	2	341,600	62	423,700
289,500	63	383,800	3	314,900	63	401,000	3	343,800	63	424,000
291,100	64	384,400	4	316,900	64	401,600	4	345,900	64	424,300
292,800	65	385,000	5	318,900	65	402,200	5	348,000	65	424,600
294,600	66	385,600	6	320,900	66	402,800	6	350,100	66	424,900
296,500	67	386,200	7	322,800	67	403,300	7	352,200	67	425,200
298,400	68	386,800	8	324,700	68	403,800	8	354,200	68	425,500
300,300	69	387,300	9	326,700	69	404,300	9	356,200	69	425,800
302,200	70	387,900	10	328,700	70	404,800	10	358,200	70	426,100
304,100	71	388,500	11	330,700	71	405,300	11	360,200	71	426,400
305,900	72	389,100	12	332,700	72	405,800	12	362,200	72	426,600
307,600	73	389,700	13	334,700	73	406,200	13	364,200	73	426,800
309,200	74	390,300	14	336,700	74	406,600	14	366,200	74	427,100
310,800	75	390,900	15	338,600	75	407,000	15	368,200	75	427,400
312,400	76	391,400	16	340,500	76	407,300	16	370,200	76	427,600
314,000	77	391,900	17	342,400	77	407,600	17	372,100	77	427,800
315,700	78	392,400	18	344,400	78	407,900	18	374,000	78	428,100
317,500	79	392,900	19	346,300	79	408,200	19	375,900	79	428,400
319,300	80	393,400	20	348,200	80	408,400	20	377,900	80	428,600
321,200	81	393,900	21	350,100	81	408,600	21	379,800	81	428,800
323,100	82	394,400	22	352,100	82	408,900	22	381,700	82	429,100
325,000	83	394,900	23	354,000	83	409,200	23	383,600	83	429,400
326,900	84	395,400	24	355,900	84	409,400	24	385,600	84	429,600
328,800	85	395,800	25	357,700	85	409,700	25	387,500	85	429,800
330,700	86	396,200	26	359,600	86	410,000	26	389,400		
332,700	87	396,600	27	361,500	87	410,300	27	391,300	再雇用職員	332,700
334,700	88	397,000	28	363,300	88	410,500	28	393,200		
336,600	89	397,400	29	365,100	89	410,700	29	395,000		
338,500	90	397,800	30	366,900	90	411,000	30	396,800		
340,400	91	398,200	31	368,700	91	411,300	31	398,500		
342,300	92	398,600	32	370,600	92	411,500	32	400,100		
344,100	93	399,000	33	372,400	93	411,700	33	401,700		
346,000			34	374,200			34	403,200		
347,900	再雇用職員	290,500	35	375,900	再雇用職員	306,300	35	404,700		
349,800			36	377,500			36	406,200		
351,700			37	379,000			37	407,600		
353,700			38	380,400			38	408,900		
355,700			39	381,700			39	410,100		
357,600			40	382,900			40	411,200		
359,500			41	384,000			41	412,300		
361,400			42	385,100			42	413,400		
363,200			43	386,100			43	414,500		
364,900			44	387,100			44	415,500		
366,500			45	388,100			45	416,400		
368,000			46	389,000			46	417,200		
369,400			47	389,900			47	417,900		
370,700			48	390,800			48	418,500		
371,900			49	391,600			49	419,100		
373,000			50	392,400			50	419,600		
374,100			51	393,200			51	420,100		
375,200			52	394,000			52	420,600		
376,300			53	394,700			53	421,000		
377,300			54	395,400			54	421,300		
378,300			55	396,100			55	421,600		
379,200			56	396,800			56	421,900		
380,000			57	397,400			57	422,200		
380,700			58	398,000			58	422,500		
381,400			59	398,600			59	422,800		
382,000			60	399,200			60	423,100		

号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額	号俸	8級 基本給月額
	円		円		円		円
1	383,000	61	466,100	1	429,700	1	481,600
2	385,500	再雇用職員	376,200	2	432,200	2	484,900
3	388,000			3	434,700	3	488,100
4	390,500			4	437,100	4	491,200
5	393,000			5	439,400	5	494,300
6	395,500			6	441,600	6	497,400
7	398,000			7	443,800	7	500,600
8	400,500			8	446,000	8	503,700
9	403,100			9	448,100	9	506,800
10	405,700			10	450,200	10	509,900
11	408,300			11	452,200	11	513,000
12	410,900			12	454,200	12	516,000
13	413,400			13	456,200	13	518,800
14	415,800			14	458,200	14	521,400
15	418,100			15	460,100	15	523,900
16	420,300			16	462,000	16	526,200
17	422,400			17	463,900	17	528,200
18	424,400			18	465,800	18	529,800
19	426,300			19	467,700	19	531,200
20	428,200			20	469,500	20	532,600
21	430,000			21	471,200	21	534,000
22	431,800			22	472,800	22	535,300
23	433,600			23	474,400	23	536,600
24	435,400			24	475,900	24	537,900
25	437,100			25	477,300	25	539,200
26	438,700			26	478,600	26	540,400
27	440,200			27	479,800	27	541,600
28	441,700			28	480,800	28	542,700
29	443,100			29	481,800	29	543,700
30	444,500			30	482,700	30	544,700
31	445,900			31	483,500	31	545,600
32	447,200			32	484,300	32	546,400
33	448,500			33	485,000	33	547,200
34	449,800			34	485,700	34	548,000
35	451,000			35	486,300	35	548,800
36	452,100			36	486,900	36	549,500
37	453,200			37	487,500	37	550,200
38	454,200			38	488,100	38	550,900
39	455,100			39	488,700	39	551,600
40	455,900			40	489,300	40	552,100
41	456,700			41	489,800	41	552,600
42	457,500			42	490,300		
43	458,300			43	490,700	再雇用職員	464,200
44	459,000			44	491,000		
45	459,700			45	491,300		
46	460,400						
47	461,000			再雇用職員	410,800		
48	461,500						
49	462,000						
50	462,500						
51	462,900						
52	463,300						
53	463,700						
54	464,000						
55	464,300						
56	464,600						
57	464,900						
58	465,200						
59	465,500						
60	465,800						

別表第2の2 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第2号の2関係）

診療情報管理職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	175,300	61	262,700	121	297,600	1	254,900	61	341,400	1
2	176,500	62	263,700	122	297,800	2	256,400	62	342,400	2
3	177,600	63	264,600	123	298,000	3	257,900	63	343,400	3
4	178,800	64	265,500	124	298,200	4	259,400	64	344,300	4
5	179,900	65	266,400	125	298,400	5	260,900	65	345,100	5
6	181,100	66	267,300	126	298,600	6	262,400	66	345,800	6
7	182,200	67	268,200	127	298,800	7	263,800	67	346,500	7
8	183,300	68	269,100	128	299,000	8	265,200	68	347,200	8
9	184,400	69	270,100	129	299,100	9	266,600	69	347,900	9
10	185,600	70	271,100	130	299,200	10	268,000	70	348,500	10
11	186,900	71	272,200	131	299,300	11	269,400	71	349,100	11
12	188,200	72	273,300	132	299,400	12	270,700	72	349,700	12
13	189,500	73	274,300	133	299,500	13	272,000	73	350,300	13
14	190,900	74	275,400	134	299,600	14	273,300	74	350,800	14
15	192,300	75	276,500	135	299,700	15	274,500	75	351,300	15
16	193,800	76	277,600	136	299,800	16	275,700	76	351,800	16
17	195,300	77	278,700	137	299,900	17	277,000	77	352,300	17
18	196,800	78	279,800	138	300,000	18	278,300	78	352,700	18
19	198,300	79	280,900	139	300,100	19	279,700	79	353,100	19
20	199,900	80	282,000	140	300,200	20	281,100	80	353,500	20
21	201,600	81	283,000	141	300,300	21	282,500	81	353,900	21
22	203,400	82	283,900	142	300,400	22	284,000	82	354,400	22
23	205,300	83	284,700	143	300,500	23	285,500	83	354,900	23
24	207,300	84	285,500	144	300,600	24	287,100	84	355,400	24
25	209,100	85	286,200	145	300,700	25	288,700	85	355,800	25
26	210,900	86	286,700	146	300,800	26	290,300	86	356,200	26
27	212,700	87	287,100	147	300,900	27	291,900	87	356,600	27
28	214,400	88	287,500	148	301,000	28	293,500	88	357,000	28
29	216,100	89	287,900	149	301,100	29	295,000	89	357,400	29
30	217,700	90	288,200	150	301,200	30	296,500	90	357,800	30
31	219,200	91	288,500	151	301,300	31	298,000	91	358,200	31
32	220,700	92	288,800	152	301,400	32	299,500	92	358,600	32
33	222,200	93	289,200	153	301,500	33	301,000	93	359,000	33
34	223,700	94	289,500	154	301,600	34	302,500	94	359,400	34
35	225,300	95	289,900	155	301,700	35	304,000	95	359,800	35
36	226,900	96	290,200	156	301,800	36	305,500	96	360,100	36
37	228,500	97	290,500	157	301,900	37	307,000	97	360,500	37
38	230,100	98	290,900			38	308,600	98	360,800	38
39	231,700	99	291,300	再雇用職員	228,000	39	310,200	99	361,100	39
40	233,200	100	291,700			40	311,800	100	361,500	40
41	234,700	101	292,000			41	313,300	101	361,900	41
42	236,200	102	292,400			42	314,900	102	362,300	42
43	237,700	103	292,700			43	316,500	103	362,700	43
44	239,100	104	293,000			44	318,100	104	363,100	44
45	240,500	105	293,300			45	319,700	105	363,500	45
46	241,900	106	293,600			46	321,300	106	363,900	46
47	243,400	107	293,900			47	322,900	107	364,300	47
48	244,900	108	294,200			48	324,400	108	364,700	48
49	246,400	109	294,600			49	325,900	109	365,100	49
50	248,000	110	294,900			50	327,300	110	365,500	50
51	249,400	111	295,200			51	328,700	111	365,900	51
52	250,800	112	295,500			52	330,100	112	366,300	52
53	252,200	113	295,800			53	331,500	113	366,600	53
54	253,700	114	296,100			54	332,900			54
55	255,100	115	296,300			55	334,300	再雇用職員	269,900	55
56	256,400	116	296,500			56	335,600			56
57	257,800	117	296,700			57	336,900			57
58	259,100	118	297,000			58	338,100			58
59	260,400	119	297,200			59	339,300			59
60	261,600	120	297,400			60	340,400			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
286,200	61	382,500
287,900	62	383,100
289,600	63	383,700
291,300	64	384,300
293,100	65	384,900
294,800	66	385,500
296,600	67	386,100
298,400	68	386,700
300,200	69	387,300
302,000	70	387,900
303,800	71	388,500
305,600	72	389,100
307,300	73	389,700
309,000	74	390,300
310,700	75	390,800
312,400	76	391,300
314,100	77	391,800
315,900	78	392,300
317,700	79	392,900
319,500	80	393,500
321,300	81	394,000
323,200	82	394,500
325,100	83	395,000
326,900	84	395,400
328,800	85	395,800
330,700	86	396,200
332,600	87	396,600
334,500	88	397,000
336,400	89	397,400
338,300	90	397,800
340,200	91	398,200
342,200	92	398,600
344,100	93	399,000
346,100		
348,000	再雇用職員	290,500
349,900		
351,900		
353,800		
355,700		
357,600		
359,500		
361,300		
363,100		
364,800		
366,400		
368,000		
369,500		
370,900		
372,200		
373,400		
374,500		
375,500		
376,400		
377,300		
378,200		
379,100		
379,900		
380,600		
381,300		
381,900		

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

技能職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	159,100	61	232,800	121	259,800	1	234,700	61	291,300	121
2	160,200	62	233,500	122	260,100	2	235,800	62	292,100	122
3	161,300	63	234,200	123	260,400	3	236,900	63	292,800	123
4	162,400	64	234,900	124	260,600	4	238,000	64	293,600	124
5	163,500	65	235,600	125	260,800	5	239,100	65	294,400	125
6	164,700	66	236,300	126	261,000	6	240,200	66	295,200	126
7	165,900	67	237,000	127	261,300	7	241,300	67	296,000	127
8	167,000	68	237,700	128	261,600	8	242,300	68	296,800	128
9	168,200	69	238,400	129	261,800	9	243,400	69	297,600	129
10	169,300	70	239,100	130	262,000	10	244,400	70	298,300	130
11	170,400	71	239,800	131	262,200	11	245,400	71	299,000	131
12	171,600	72	240,500	132	262,400	12	246,400	72	299,700	132
13	172,700	73	241,200	133	262,600	13	247,400	73	300,400	133
14	173,800	74	241,900	134	262,800	14	248,400	74	301,100	
15	175,000	75	242,600	135	263,000	15	249,300	75	301,800	再雇用職員
16	176,300	76	243,400	136	263,200	16	250,300	76	302,400	
17	177,500	77	244,200	137	263,300	17	251,300	77	303,000	
18	178,800	78	245,000	138	263,400	18	252,300	78	303,500	
19	180,100	79	245,800	139	263,600	19	253,300	79	304,000	
20	181,300	80	246,600	140	263,800	20	254,300	80	304,400	
21	182,500	81	247,400	141	264,000	21	255,300	81	304,800	
22	183,700	82	248,100	142	264,200	22	256,300	82	305,200	
23	184,900	83	248,900	143	264,400	23	257,400	83	305,700	
24	186,100	84	249,700	144	264,600	24	258,400	84	306,100	
25	187,400	85	250,500	145	264,800	25	259,400	85	306,500	
26	188,800	86	251,300	146	264,900	26	260,400	86	307,000	
27	190,200	87	252,000	147	265,100	27	261,400	87	307,400	
28	191,700	88	252,700	148	265,200	28	262,400	88	307,900	
29	193,100	89	253,300	149	265,300	29	263,400	89	308,400	
30	194,600	90	253,900	150	265,400	30	264,400	90	308,800	
31	196,100	91	254,500	151	265,500	31	265,400	91	309,300	
32	197,700	92	255,000	152	265,600	32	266,400	92	309,800	
33	199,300	93	255,400	153	265,700	33	267,400	93	310,300	
34	200,900	94	255,700	154	265,900	34	268,400	94	310,700	
35	202,500	95	255,900	155	266,000	35	269,400	95	311,100	
36	204,200	96	256,000	156	266,100	36	270,300	96	311,500	
37	205,900	97	256,100	157	266,200	37	271,200	97	311,900	
38	207,600	98	256,200	158	266,300	38	272,100	98	312,300	
39	209,300	99	256,300	159	266,500	39	273,000	99	312,700	
40	211,000	100	256,400	160	266,600	40	273,800	100	313,100	
41	212,600	101	256,600	161	266,800	41	274,700	101	313,500	
42	214,100	102	256,800	162	266,900	42	275,600	102	313,900	
43	215,600	103	256,900	163	267,000	43	276,500	103	314,300	
44	217,000	104	257,000	164	267,100	44	277,300	104	314,700	
45	218,300	105	257,100	165	267,300	45	278,200	105	315,000	
46	219,500	106	257,200	166	267,400	46	279,100	106	315,300	
47	220,600	107	257,300	167	267,500	47	280,000	107	315,700	
48	221,600	108	257,400	168	267,700	48	280,800	108	316,100	
49	222,600	109	257,500	169	267,800	49	281,600	109	316,500	
50	223,600	110	257,600	170	267,900	50	282,400	110	316,800	
51	224,600	111	257,800	171	268,000	51	283,200	111	317,100	
52	225,600	112	258,000	172	268,100	52	284,000	112	317,400	
53	226,500	113	258,200	173	268,200	53	284,800	113	317,700	
54	227,400	114	258,400	174	268,300	54	285,600	114	318,000	
55	228,200	115	258,600	175	268,400	55	286,400	115	318,300	
56	229,000	116	258,800	176	268,500	56	287,200	116	318,500	
57	229,800	117	259,000	177	268,600	57	288,000	117	318,700	
58	230,600	118	259,200			58	288,900	118	319,000	
59	231,400	119	259,400	再雇用職員	217,300	59	289,700	119	319,300	
60	232,100	120	259,600			60	290,500	120	319,500	

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円		円
319,700	1	274,900	61	321,600
320,000	2	276,000	62	322,300
320,300	3	277,100	63	322,900
320,500	4	278,100	64	323,500
320,700	5	279,100	65	324,100
321,000	6	280,000	66	324,700
321,300	7	280,900	67	325,200
321,600	8	281,700	68	325,700
321,800	9	282,500	69	326,200
322,100	10	283,300	70	326,700
322,400	11	284,100	71	327,200
322,600	12	284,900	72	327,700
322,800	13	285,700	73	328,200
	14	286,500	74	328,600
236,300	15	287,300	75	329,000
	16	288,100	76	329,400
	17	288,900	77	329,700
	18	289,600	78	330,000
	19	290,400	79	330,300
	20	291,200	80	330,600
	21	292,000	81	330,900
	22	292,800	82	331,200
	23	293,500	83	331,500
	24	294,200	84	331,800
	25	294,900	85	332,100
	26	295,600	86	332,400
	27	296,300	87	332,700
	28	297,000	88	333,000
	29	297,700	89	333,200
	30	298,400	90	333,400
	31	299,100	91	333,700
	32	299,900	92	333,900
	33	300,700	93	334,200
	34	301,500	94	334,500
	35	302,300	95	334,800
	36	303,100	96	335,000
	37	303,800	97	335,200
	38	304,600	98	335,500
	39	305,400	99	335,800
	40	306,200	100	336,000
	41	307,000	101	336,200
	42	307,900		
	43	308,700	再雇用職員	258,200
	44	309,500		
	45	310,300		
	46	311,100		
	47	311,900		
	48	312,700		
	49	313,400		
	50	314,100		
	51	314,800		
	52	315,500		
	53	316,200		
	54	316,900		
	55	317,600		
	56	318,300		
	57	318,900		
	58	319,600		
	59	320,200		
	60	320,900		

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

教育職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	251,100	61	371,800	121	427,600	1	277,800	61	390,000	1
2	253,000	62	373,300	122	428,100	2	279,600	62	391,400	2
3	254,900	63	374,700	123	428,600	3	281,500	63	392,700	3
4	256,800	64	376,100	124	429,100	4	283,400	64	394,000	4
5	258,700	65	377,400	125	429,600	5	285,400	65	395,300	5
6	260,600	66	378,700	126	430,200	6	287,400	66	396,600	6
7	262,500	67	380,000	127	430,700	7	289,500	67	397,800	7
8	264,500	68	381,300	128	431,200	8	291,600	68	399,000	8
9	266,500	69	382,600	129	431,700	9	293,800	69	400,200	9
10	268,500	70	383,900			10	296,000	70	401,400	10
11	270,600	71	385,200	再雇用職員	309,900	11	298,300	71	402,600	11
12	272,700	72	386,500			12	300,600	72	403,900	12
13	274,800	73	387,800			13	302,900	73	405,200	13
14	277,000	74	389,000			14	305,200	74	406,500	14
15	279,300	75	390,200			15	307,400	75	407,700	15
16	281,600	76	391,400			16	309,500	76	408,900	16
17	284,000	77	392,500			17	311,600	77	410,100	17
18	286,400	78	393,600			18	313,600	78	411,300	18
19	288,900	79	394,700			19	315,600	79	412,500	19
20	291,500	80	395,800			20	317,600	80	413,700	20
21	294,100	81	396,900			21	319,600	81	414,800	21
22	296,700	82	398,000			22	321,600	82	415,800	22
23	299,300	83	399,000			23	323,500	83	416,800	23
24	301,900	84	400,000			24	325,400	84	417,800	24
25	304,500	85	401,000			25	327,300	85	418,800	25
26	307,100	86	402,000			26	329,200	86	419,800	26
27	309,600	87	403,000			27	331,100	87	420,800	27
28	312,000	88	403,900			28	333,000	88	421,800	28
29	314,300	89	404,800			29	334,900	89	422,800	29
30	316,600	90	405,700			30	336,800	90	423,800	30
31	318,800	91	406,600			31	338,700	91	424,700	31
32	320,900	92	407,500			32	340,600	92	425,600	32
33	322,900	93	408,400			33	342,500	93	426,500	33
34	324,800	94	409,300			34	344,300	94	427,300	34
35	326,700	95	410,200			35	346,100	95	428,100	35
36	328,600	96	411,000			36	348,000	96	428,900	36
37	330,400	97	411,800			37	349,900	97	429,700	37
38	332,200	98	412,600			38	351,800	98	430,400	38
39	333,900	99	413,400			39	353,700	99	431,000	39
40	335,600	100	414,200			40	355,700	100	431,500	40
41	337,300	101	415,000			41	357,700	101	432,000	41
42	339,100	102	415,800			42	359,700	102	432,500	42
43	340,900	103	416,600			43	361,700	103	433,000	43
44	342,700	104	417,400			44	363,700	104	433,400	44
45	344,500	105	418,100			45	365,700	105	433,800	45
46	346,300	106	418,800			46	367,600	106	434,200	46
47	348,200	107	419,500			47	369,400	107	434,600	47
48	350,100	108	420,100			48	371,200	108	434,900	48
49	352,000	109	420,700			49	373,000	109	435,200	49
50	353,900	110	421,300			50	374,700	110	435,500	50
51	355,700	111	422,000			51	376,300	111	435,800	51
52	357,500	112	422,600			52	377,800	112	436,000	52
53	359,200	113	423,200			53	379,200	113	436,200	53
54	360,800	114	423,800			54	380,600	114	436,400	54
55	362,400	115	424,400			55	382,000	115	436,600	55
56	364,000	116	425,000			56	383,300	116	436,800	56
57	365,600	117	425,600			57	384,600	117	436,900	57
58	367,200	118	426,100			58	385,900			58
59	368,800	119	426,600			59	387,200	再雇用職員	313,400	59
60	370,300	120	427,100			60	388,600			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
307,200	61	429,000
309,800	62	430,400
312,400	63	431,700
315,000	64	433,000
317,500	65	434,300
319,900	66	435,500
322,300	67	436,700
324,700	68	437,900
327,100	69	439,000
329,400	70	440,000
331,700	71	440,900
334,000	72	441,700
336,300	73	442,500
338,600	74	443,300
340,900	75	444,100
343,200	76	445,000
345,400	77	445,900
347,600	78	446,800
349,800	79	447,700
352,000	80	448,600
354,200	81	449,500
356,500	82	450,400
358,900	83	451,200
361,400	84	452,000
363,900	85	452,800
366,400	86	453,600
368,900	87	454,400
371,400	88	455,200
373,800	89	455,900
376,200	90	456,600
378,500	91	457,200
380,700	92	457,800
382,800	93	458,300
384,800	94	458,800
386,700	95	459,200
388,500	96	459,600
390,200	97	459,900
391,900	98	460,200
393,600	99	460,500
395,400	100	460,800
397,200	101	461,100
399,000		
400,800	再雇用職員	327,300
402,600		
404,400		
406,100		
407,800		
409,500		
411,200		
412,900		
414,600		
416,200		
417,700		
419,200		
420,600		
422,000		
423,400		
424,800		
426,200		
427,600		

別表第5 福祉職基本給表（第11条第1項第5号関係）

福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	191,100	61	276,600	121	336,900	1	279,600	61	351,200	1
2	192,200	62	277,800	122	337,200	2	281,000	62	351,600	2
3	193,400	63	279,000	123	337,500	3	282,400	63	352,000	3
4	194,600	64	280,200	124	337,800	4	283,800	64	352,400	4
5	195,800	65	281,400	125	338,100	5	285,100	65	352,800	5
6	197,000	66	282,600	126	338,400	6	286,300	66	353,200	6
7	198,300	67	283,700	127	338,700	7	287,500	67	353,600	7
8	199,600	68	284,700	128	339,000	8	288,700	68	354,000	8
9	201,000	69	285,800	129	339,300	9	289,900	69	354,500	9
10	202,400	70	286,900	130	339,700	10	291,000	70	354,900	10
11	203,800	71	288,000	131	340,000	11	292,000	71	355,300	11
12	205,200	72	289,100	132	340,400	12	293,100	72	355,700	12
13	206,600	73	290,300	133	340,800	13	294,200	73	356,100	13
14	207,900	74	291,600	134	341,100	14	295,400	74	356,500	14
15	209,300	75	292,900	135	341,400	15	296,700	75	356,900	15
16	210,700	76	294,200	136	341,700	16	298,000	76	357,300	16
17	212,100	77	295,400	137	342,000	17	299,500	77	357,700	17
18	213,500	78	296,700	138	342,300	18	301,000	78	358,100	18
19	214,900	79	298,000	139	342,600	19	302,400	79	358,500	19
20	216,300	80	299,400	140	343,000	20	303,800	80	358,900	20
21	217,700	81	300,800	141	343,400	21	305,300	81	359,300	21
22	219,200	82	302,200	142	343,700	22	306,700	82	359,700	22
23	220,500	83	303,600	143	344,000	23	308,100	83	360,100	23
24	221,900	84	305,000	144	344,300	24	309,500	84	360,500	24
25	223,300	85	306,300	145	344,600	25	311,000	85	360,900	25
26	224,700	86	307,500	146	344,900	26	312,500	86	361,200	26
27	226,100	87	308,700	147	345,200	27	314,000	87	361,600	27
28	227,600	88	309,900	148	345,500	28	315,400	88	362,000	28
29	228,900	89	311,100	149	345,700	29	316,800	89	362,300	29
30	230,400	90	312,200	150	345,900	30	318,200	90	362,700	30
31	231,800	91	313,300	151	346,000	31	319,600	91	363,100	31
32	233,200	92	314,400	152	346,100	32	321,000	92	363,400	32
33	234,700	93	315,500	153	346,200	33	322,300	93	363,700	33
34	236,300	94	316,600			34	323,600			34
35	237,900	95	317,700	再雇用職員	255,100	35	324,900	再雇用職員	270,000	35
36	239,500	96	318,800			36	326,200			36
37	241,100	97	319,900			37	327,500			37
38	242,700	98	321,100			38	328,900			38
39	244,400	99	322,200			39	330,300			39
40	246,200	100	323,300			40	331,600			40
41	247,900	101	324,400			41	333,000			41
42	249,600	102	325,500			42	334,300			42
43	251,200	103	326,500			43	335,600			43
44	252,800	104	327,500			44	336,900			44
45	254,300	105	328,500			45	338,200			45
46	255,800	106	329,500			46	339,500			46
47	257,400	107	330,400			47	340,700			47
48	259,000	108	331,200			48	341,800			48
49	260,500	109	331,900			49	342,900			49
50	262,000	110	332,600			50	343,900			50
51	263,400	111	333,200			51	344,800			51
52	264,800	112	333,700			52	345,600			52
53	266,200	113	334,200			53	346,400			53
54	267,600	114	334,600			54	347,200			54
55	268,900	115	335,000			55	347,900			55
56	270,200	116	335,400			56	348,600			56
57	271,400	117	335,700			57	349,300			57
58	272,700	118	336,000			58	349,900			58
59	274,000	119	336,300			59	350,400			59
60	275,300	120	336,600			60	350,800			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
300,500	61	395,100
302,100	62	395,800
303,600	63	396,500
305,200	64	397,100
306,800	65	397,600
308,500	66	398,100
310,200	67	398,700
312,000	68	399,300
313,800	69	399,900
315,600	70	400,500
317,400	71	401,100
319,200	72	401,700
321,000	73	402,200
322,900	74	402,700
324,800	75	403,300
326,700	76	403,800
328,600	77	404,300
330,400	78	404,800
332,200	79	405,300
334,000	80	405,800
335,900	81	406,300
337,800	82	406,800
339,700	83	407,200
341,600	84	407,500
343,500	85	407,800
345,400	86	408,100
347,300	87	408,400
349,200	88	408,600
351,100	89	408,800
353,000	90	409,000
354,900	91	409,300
356,800	92	409,500
358,700	93	409,700
360,500		
362,300	再雇用職員	305,000
364,100		
365,900		
367,800		
369,600		
371,300		
372,900		
374,600		
376,300		
378,000		
379,600		
381,100		
382,500		
383,800		
385,000		
386,100		
387,100		
388,000		
388,900		
389,700		
390,400		
391,100		
391,900		
392,700		
393,500		
394,300		

別表第5の2 介護福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

介護福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	121
1	191,200	61	255,900	121	288,600	1	240,700	61	315,400	再雇用職員
2	192,700	62	256,500	122	288,900	2	241,400	62	316,600	
3	194,100	63	257,100	123	289,200	3	242,800	63	317,900	
4	195,500	64	257,700	124	289,500	4	244,400	64	319,200	
5	196,900	65	258,300	125	289,800	5	246,000	65	320,400	
6	198,300	66	258,900	126	290,100	6	247,500	66	321,600	
7	199,700	67	259,600	127	290,500	7	249,000	67	322,800	
8	201,100	68	260,400	128	290,800	8	250,400	68	323,900	
9	202,500	69	261,200	129	291,200	9	251,800	69	324,900	
10	203,900	70	262,000	130	291,500	10	253,200	70	325,900	
11	205,200	71	262,700	131	291,800	11	254,500	71	326,900	
12	206,500	72	263,400	132	292,100	12	255,800	72	327,900	
13	207,800	73	264,100	133	292,400	13	257,000	73	328,800	
14	209,100	74	264,900	134	292,700	14	258,200	74	329,700	
15	210,400	75	265,700	135	293,100	15	259,400	75	330,500	
16	211,600	76	266,500	136	293,400	16	260,600	76	331,300	
17	212,800	77	267,200	137	293,700	17	261,800	77	332,000	
18	214,000	78	268,000	138	294,000	18	262,900	78	332,700	
19	215,200	79	268,800	139	294,200	19	264,000	79	333,300	
20	216,400	80	269,500	140	294,500	20	265,100	80	333,800	
21	217,600	81	270,100	141	294,700	21	266,200	81	334,200	
22	218,700	82	270,700	142	294,900	22	267,300	82	334,600	
23	220,100	83	271,300	143	295,100	23	268,400	83	334,900	
24	221,600	84	271,900	144	295,400	24	269,600	84	335,200	
25	223,100	85	272,500	145	295,700	25	270,900	85	335,500	
26	224,500	86	273,100	146	296,000	26	272,300	86	335,800	
27	226,000	87	273,800	147	296,300	27	273,700	87	336,100	
28	227,500	88	274,500	148	296,600	28	275,100	88	336,400	
29	228,900	89	275,200	149	296,900	29	276,500	89	336,700	
30	230,200	90	275,900	150	297,100	30	277,700	90	337,000	
31	231,400	91	276,600	151	297,400	31	278,900	91	337,300	
32	232,500	92	277,200	152	297,600	32	280,100	92	337,700	
33	233,600	93	277,800	153	297,900	33	281,300	93	338,100	
34	234,700	94	278,400			34	282,400	94	338,500	
35	235,800	95	279,000	再雇用職員	236,100	35	283,500	95	338,900	
36	236,800	96	279,600			36	284,600	96	339,200	
37	237,800	97	280,200			37	285,700	97	339,500	
38	238,800	98	280,800			38	286,800	98	339,800	
39	239,800	99	281,400			39	287,900	99	340,100	
40	240,700	100	282,000			40	289,000	100	340,400	
41	241,500	101	282,500			41	290,100	101	340,700	
42	242,300	102	282,900			42	291,300	102	341,000	
43	243,100	103	283,300			43	292,600	103	341,300	
44	243,900	104	283,600			44	294,000	104	341,600	
45	244,700	105	283,900			45	295,400	105	341,900	
46	245,500	106	284,200			46	296,900	106	342,200	
47	246,300	107	284,500			47	298,300	107	342,600	
48	247,000	108	284,800			48	299,700	108	343,000	
49	247,700	109	285,100			49	301,000	109	343,400	
50	248,500	110	285,400			50	302,300	110	343,800	
51	249,400	111	285,700			51	303,500	111	344,100	
52	250,200	112	285,900			52	304,700	112	344,400	
53	250,900	113	286,200			53	305,800	113	344,700	
54	251,600	114	286,500			54	306,900	114	345,000	
55	252,300	115	286,800			55	308,000	115	345,300	
56	252,900	116	287,100			56	309,100	116	345,600	
57	253,500	117	287,400			57	310,300	117	345,900	
58	254,100	118	287,700			58	311,600	118	346,200	
59	254,700	119	288,000			59	312,900	119	346,500	
60	255,300	120	288,300			60	314,200	120	346,800	

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円 347,100	1	円 279,600	61	円 351,300
	2	281,100	62	351,700
255,100	3	282,500	63	352,100
	4	283,900	64	352,500
	5	285,200	65	352,900
	6	286,400	66	353,300
	7	287,600	67	353,700
	8	288,800	68	354,100
	9	290,000	69	354,500
	10	291,100	70	354,900
	11	292,200	71	355,300
	12	293,300	72	355,700
	13	294,400	73	356,100
	14	295,500	74	356,500
	15	296,700	75	356,900
	16	298,000	76	357,300
	17	299,400	77	357,700
	18	300,800	78	358,100
	19	302,300	79	358,500
	20	303,800	80	358,900
	21	305,300	81	359,300
	22	306,700	82	359,700
	23	308,100	83	360,100
	24	309,500	84	360,500
	25	310,900	85	360,800
	26	312,300	86	361,100
	27	313,700	87	361,500
	28	315,100	88	361,900
	29	316,500	89	362,300
	30	317,900	90	362,700
	31	319,200	91	363,100
	32	320,500	92	363,400
	33	321,800	93	363,700
	34	323,100		
	35	324,500	再雇用職員	270,000
	36	325,900		
	37	327,300		
	38	328,700		
	39	330,100		
	40	331,600		
	41	333,100		
	42	334,500		
	43	335,900		
	44	337,200		
	45	338,500		
	46	339,700		
	47	340,900		
	48	342,000		
	49	343,000		
	50	344,000		
	51	344,900		
	52	345,800		
	53	346,600		
	54	347,400		
	55	348,100		
	56	348,700		
	57	349,300		
	58	349,900		
	59	350,400		
	60	350,900		

別表第6 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

療養介助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	191,200	61	242,900	121	248,350	1	240,700	61	268,000
2	192,700	62	243,100	122	248,400	2	241,400	62	268,100
3	194,100	63	243,200	123	248,450	3	242,100	63	268,200
4	195,500	64	243,300	124	248,500	4	242,800	64	268,300
5	196,900	65	243,400	125	248,550	5	243,500	65	268,500
6	198,300	66	243,500	126	248,600	6	244,200	66	268,700
7	199,700	67	243,600	127	248,650	7	244,900	67	268,900
8	201,100	68	243,700	128	248,700	8	245,600	68	269,100
9	202,500	69	243,800	129	248,750	9	246,300	69	269,300
10	203,900	70	243,900	130	248,800	10	247,000	70	269,500
11	205,200	71	244,000	131	248,850	11	247,700	71	269,700
12	206,500	72	244,100	132	248,900	12	248,400	72	269,900
13	207,800	73	244,200	133	248,950	13	249,000	73	270,000
14	209,100	74	244,300	134	249,000	14	249,500	74	270,100
15	210,400	75	244,400	135	249,050	15	250,000	75	270,200
16	211,600	76	244,500	136	249,100	16	250,500	76	270,400
17	212,800	77	244,600	137	249,150	17	251,000	77	270,500
18	214,000	78	244,700	138	249,200	18	251,500	78	270,600
19	215,200	79	244,800	139	249,250	19	251,900	79	270,700
20	216,400	80	244,900	140	249,300	20	252,300	80	270,800
21	217,600	81	245,000	141	249,350	21	252,700	81	270,900
22	218,700	82	245,100	142	249,400	22	253,200	82	271,000
23	219,800	83	245,200	143	249,450	23	253,800	83	271,100
24	220,900	84	245,300	144	249,500	24	254,400	84	271,200
25	222,000	85	245,400	145	249,550	25	255,000	85	271,300
26	223,100	86	245,500	146	249,600	26	255,700	86	271,400
27	224,200	87	245,600	147	249,650	27	256,300	87	271,500
28	225,300	88	245,700	148	249,700	28	256,900	88	271,600
29	226,300	89	245,800	149	249,750	29	257,400	89	271,700
30	227,300	90	245,900			30	257,900	90	271,800
31	228,300	91	246,000	再雇用職員	220,300	31	258,400	91	272,000
32	229,200	92	246,100			32	258,900	92	272,100
33	230,100	93	246,200			33	259,400	93	272,300
34	231,000	94	246,300			34	259,800	94	272,500
35	231,900	95	246,400			35	260,200	95	272,700
36	232,800	96	246,500			36	260,600	96	272,900
37	233,600	97	246,600			37	261,000	97	273,000
38	234,300	98	246,700			38	261,300	98	273,200
39	234,900	99	246,800			39	261,600	99	273,300
40	235,500	100	246,900			40	261,900	100	273,500
41	236,100	101	247,000			41	262,200	101	273,600
42	236,700	102	247,050			42	262,500	102	273,800
43	237,200	103	247,100			43	262,900	103	274,000
44	237,700	104	247,150			44	263,300	104	274,100
45	238,100	105	247,250			45	263,700	105	274,200
46	238,500	106	247,300			46	264,100	106	274,400
47	238,900	107	247,350			47	264,500	107	274,600
48	239,200	108	247,400			48	264,900	108	274,700
49	239,500	109	247,450			49	265,300	109	274,800
50	239,800	110	247,500			50	265,700		
51	240,100	111	247,600			51	266,100	再雇用職員	238,900
52	240,400	112	247,700			52	266,400		
53	240,700	113	247,800			53	266,700		
54	241,000	114	247,900			54	266,900		
55	241,300	115	247,950			55	267,100		
56	241,600	116	248,000			56	267,300		
57	241,900	117	248,100			57	267,500		
58	242,200	118	248,200			58	267,600		
59	242,500	119	248,250			59	267,800		
60	242,700	120	248,300			60	267,900		

別表第6の2 医師事務作業補助職基本給表（第11条第1項第8号関係）

医師事務作業補助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	191,200	61	242,900	121	248,350	1	240,700	61	268,000
2	192,700	62	243,100	122	248,400	2	241,400	62	268,100
3	194,100	63	243,200	123	248,450	3	242,100	63	268,200
4	195,500	64	243,300	124	248,500	4	242,800	64	268,300
5	196,900	65	243,400	125	248,550	5	243,500	65	268,500
6	198,300	66	243,500	126	248,600	6	244,200	66	268,700
7	199,700	67	243,600	127	248,650	7	244,900	67	268,900
8	201,100	68	243,700	128	248,700	8	245,600	68	269,100
9	202,500	69	243,800	129	248,750	9	246,300	69	269,300
10	203,900	70	243,900	130	248,800	10	247,000	70	269,500
11	205,200	71	244,000	131	248,850	11	247,700	71	269,700
12	206,500	72	244,100	132	248,900	12	248,400	72	269,900
13	207,800	73	244,200	133	248,950	13	249,000	73	270,000
14	209,100	74	244,300	134	249,000	14	249,500	74	270,100
15	210,400	75	244,400	135	249,050	15	250,000	75	270,200
16	211,600	76	244,500	136	249,100	16	250,500	76	270,400
17	212,800	77	244,600	137	249,150	17	251,000	77	270,500
18	214,000	78	244,700	138	249,200	18	251,500	78	270,600
19	215,200	79	244,800	139	249,250	19	251,900	79	270,700
20	216,400	80	244,900	140	249,300	20	252,300	80	270,800
21	217,600	81	245,000	141	249,350	21	252,700	81	270,900
22	218,700	82	245,100	142	249,400	22	253,200	82	271,000
23	219,800	83	245,200	143	249,450	23	253,800	83	271,100
24	220,900	84	245,300	144	249,500	24	254,400	84	271,200
25	222,000	85	245,400	145	249,550	25	255,000	85	271,300
26	223,100	86	245,500	146	249,600	26	255,700	86	271,400
27	224,200	87	245,600	147	249,650	27	256,300	87	271,500
28	225,300	88	245,700	148	249,700	28	256,900	88	271,600
29	226,300	89	245,800	149	249,750	29	257,400	89	271,700
30	227,300	90	245,900			30	257,900	90	271,800
31	228,300	91	246,000	再雇用職員	220,300	31	258,400	91	272,000
32	229,200	92	246,100			32	258,900	92	272,100
33	230,100	93	246,200			33	259,400	93	272,300
34	231,000	94	246,300			34	259,800	94	272,500
35	231,900	95	246,400			35	260,200	95	272,700
36	232,800	96	246,500			36	260,600	96	272,900
37	233,600	97	246,600			37	261,000	97	273,000
38	234,300	98	246,700			38	261,300	98	273,200
39	234,900	99	246,800			39	261,600	99	273,300
40	235,500	100	246,900			40	261,900	100	273,500
41	236,100	101	247,000			41	262,200	101	273,600
42	236,700	102	247,050			42	262,500	102	273,800
43	237,200	103	247,100			43	262,900	103	274,000
44	237,700	104	247,150			44	263,300	104	274,100
45	238,100	105	247,250			45	263,700	105	274,200
46	238,500	106	247,300			46	264,100	106	274,400
47	238,900	107	247,350			47	264,500	107	274,600
48	239,200	108	247,400			48	264,900	108	274,700
49	239,500	109	247,450			49	265,300	109	274,800
50	239,800	110	247,500			50	265,700		
51	240,100	111	247,600			51	266,100	再雇用職員	238,900
52	240,400	112	247,700			52	266,400		
53	240,700	113	247,800			53	266,700		
54	241,000	114	247,900			54	266,900		
55	241,300	115	247,950			55	267,100		
56	241,600	116	248,000			56	267,300		
57	241,900	117	248,100			57	267,500		
58	242,200	118	248,200			58	267,600		
59	242,500	119	248,250			59	267,800		
60	242,700	120	248,300			60	267,900		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般医師の職務
2 級	医長の職務
備考	<p>1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。</p>

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	<p>1 薬剤師の職務</p> <p>2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務</p> <p>3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務</p>
2 級	<p>1 困難な業務を行う薬剤師の職務</p> <p>2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任義肢装具士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務</p> <p>3 困難な業務を行う診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務</p> <p>4 困難な業務を行う医療技術職員の職務</p>
3 級	<p>1 主任薬剤師の職務</p> <p>2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務</p> <p>3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任義肢装具士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務</p>
4 級	<p>1 副薬剤部長の職務</p> <p>2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務</p> <p>3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務</p>
5 級	<p>1 薬剤部長の職務</p> <p>2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務</p>
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	<p>副院長（看護師である者に限る。）の職務</p> <p>理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務</p>

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	<p>1 係長の職務</p> <p>2 係主任の職務</p>
3 級	補佐の職務
4 級	<p>1 課長の職務</p> <p>2 副施設長の職務</p>
5 級	<p>1 事務長の職務</p> <p>2 困難な業務を行う課長及び副施設長の職務</p>
6 級	<p>1 事務部長の職務</p> <p>2 院長補佐の職務</p>
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
8 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	診療情報管理員の職務
2 級	主任診療情報管理員の職務
3 級	診療情報管理専門職の職務
備考	「診療情報管理員」とは、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ICD10による疾病分類等）及び診療報酬の請求事務のうちDPCのコーディングに係る業務を行う職員をいう。

ヘ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手又は調理師等の職員である。 2 「労務職員」とは、保清員、洗たく員又は消毒員等である。

ト 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	教員の職務
2 級	教務主任の職務
3 級	副学校長の職務

チ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 主任保育士の職務 2 主任医療社会事業専門員の職務
3 級	1 困難な業務を行う主任医療社会事業専門員の職務

リ 介護福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 介護福祉士の職務 2 介護支援専門員の職務
2 級	1 主任介護福祉士の職務 2 主任介護支援専門員の職務
3 級	1 介護福祉士長の職務 2 困難な業務を行う主任介護福祉士の職務 3 困難な業務を行う主任介護支援専門員の職務

ヌ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助長又は副療養介助長の職務
備考	「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、又は作業療法助手等をいう。

ル 医師事務作業補助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師事務作業補助員の職務
2 級	主任医師事務作業補助員の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士 管 理 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
義 肢 装 具 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
救 急 救 命 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
歯 科 衛 生 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
試 採 験 用 事 務 職	大 学 卒	1 級 25 号 俸
	高 校 卒	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「大学卒」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。
- 2 学歴免許等欄の「高校卒」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

ホ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 情 報 管 理 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸

ヘ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理又は洗たく長等職員である。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医療社会事業専門員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 介護福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
介 護 福 祉 士 介 護 支 援 専 門 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手等の助手業務等を行う職員をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 補 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「医師事務作業補助員」とは、医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）並びに行政上の業務（救急医療システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）を行う職員（秘書業務、窓口・受付業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、医師以外の職種の指示の下に行う業務、医療機関の経営・運営のためのデータの収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等の業務を行う職員を除く。）をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第10 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	
71	50
72	
73	51
74	
75	52
76	
77	53
78	
79	54
80	
81	55
82	
83	56
84	
85	57
86	
87	
88	58
89	
90	
91	59
92	
93	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
94	60
95	
96	
97	61
98	
99	
100	62
101	
102	
103	63
104	
105	
106	64
107	
108	
109	65
110	
111	
112	66
113	
114	
115	67
116	
117	
118	68
119	
120	
121	69
122	
123	
124	69
125	
126	
127	69
128	
129	
130	69
131	
132	
133	

ロ 医療職基本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	49	67	48	48		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					
115	63					
116	63					
117	63					
118	63					
119	63					
120	64					
121	64					
122	64					
123	64					
124	64					
125	65					
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					

ハ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	85	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	86	104			
124	85	86	104			
125	86	87	105			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	91				
139	89	91				
140	89	91				
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93					
155	93					
156	93					

二 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	2	2	1	1	1	
11	1	1	3	3	1	1	1	
12	1	1	4	4	1	1	1	
13	1	1	5	5	1	1	1	
14	1	1	6	6	2	2	1	
15	1	1	7	7	3	3	1	
16	1	1	8	8	4	4	1	
17	1	1	9	9	5	5	1	
18	1	2	10	10	6	6	2	
19	1	3	11	11	7	7	3	
20	1	4	12	12	8	8	4	
21	1	5	13	13	9	9	5	
22	1	6	14	14	10	10	6	
23	1	7	15	15	11	11	7	
24	1	8	16	16	12	12	8	
25	1	9	17	17	13	13	9	
26	1	10	18	18	14	14	10	
27	1	11	19	19	15	15	11	
28	1	12	20	20	16	16	12	
29	1	13	21	21	17	17	13	
30	1	14	22	22	18	18	13	
31	1	15	23	23	19	19	13	
32	1	16	24	24	20	20	13	
33	1	17	25	25	21	21	13	
34	1	18	26	26	21	22	14	
35	1	19	27	27	22	23	14	
36	1	20	28	28	22	24	14	
37	1	21	29	29	23	25	14	
38	1	22	30	30	23	25	14	
39	1	23	31	31	24	26	15	
40	1	24	32	32	24	26	15	
41	1	25	33	33	25	27	15	
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	28	16	
46	1	30	38	38	27	28		
47	1	31	39	39	28	28		
48	1	32	40	40	28	29		
49	1	33	41	41	29	29		
50	2	34	42	41	29	29		
51	3	35	43	42	29	29		
52	4	36	44	42	29	29		
53	5	37	45	43	30	30		
54	6	38	46	43	30	30		
55	7	39	47	44	30	30		
56	8	40	48	44	30	30		
57	9	41	49	45	31	30		
58	10	42	50	45	31	31		
59	11	43	51	46	31	31		
60	12	44	52	46	31	31		
61	13	45	53	47	31	31		
62	14	45	54	47	31			
63	15	45	55	48	31			
64	16	46	56	48	31			
65	17	46	57	49	31			
66	18	46	58	49	31			
67	19	47	59	50	31			
68	20	47	60	50	32			
69	21	47	61	50	32			
70	22	48	62	50	32			
71	23	48	63	50	32			
72	24	48	64	50	32			
73	25	49	65	50	32			
74	26	49	66	50	32			
75	27	49	67	50	32			
76	28	50	68	50	32			
77	29	50	68	51	32			
78	30	50	68	51	32			
79	31	51	68	51	32			
80	32	51	68	51	32			

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
81	33	51	69	51	33		
82	34	52	69	51	33		
83	35	52	69	51	34		
84	36	52	69	51	34		
85	37	53	69	51	35		
86	38	53	70	51			
87	39	53	70	51			
88	40	53	70	51			
89	41	54	71	52			
90	41	54	72	52			
91	42	54	73	52			
92	42	54	74	52			
93	43	55	75	53			
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					
111	50	62					
112	50	62					
113	51	63					
114	51						
115	51						
116	51						
117	52						
118	52						
119	52						
120	52						
121	53						
122	53						
123	53						
124	53						
125	53						
126	54						
127	54						
128	54						
129	54						
130	54						
131	55						
132	55						
133	55						
134	55						
135	55						
136	56						
137	56						
138	56						
139	56						
140	56						
141	57						
142	57						
143	57						
144	57						
145	57						
146	58						
147	58						
148	58						
149	58						
150	58						
151	59						
152	59						

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
153	59						
154	59						
155	59						
156	60						
157	60						

ホ 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	33	51	153	59	
10	1	1	82	34	52	154	59	
11	1	1	83	35	52	155	59	
12	1	1	84	36	52	156	60	
13	1	1	85	37	53	157	60	
14	1	1	86	38	53			
15	1	1	87	39	53			
16	1	1	88	40	53			
17	1	1	89	41	54			
18	1	2	90	41	54			
19	1	3	91	42	54			
20	1	4	92	42	54			
21	1	5	93	43	55			
22	1	6	94	43	55			
23	1	7	95	44	55			
24	1	8	96	44	55			
25	1	9	97	45	56			
26	1	10	98	45	56			
27	1	11	99	46	56			
28	1	12	100	46	56			
29	1	13	101	47	57			
30	1	14	102	47	57			
31	1	15	103	48	58			
32	1	16	104	48	58			
33	1	17	105	49	59			
34	1	18	106	49	59			
35	1	19	107	49	60			
36	1	20	108	49	60			
37	1	21	109	50	61			
38	1	22	110	50	61			
39	1	23	111	50	62			
40	1	24	112	50	62			
41	1	25	113	51	63			
42	1	26	114	51				
43	1	27	115	51				
44	1	28	116	51				
45	1	29	117	52				
46	1	30	118	52				
47	1	31	119	52				
48	1	32	120	52				
49	1	33	121	53				
50	2	34	122	53				
51	3	35	123	53				
52	4	36	124	53				
53	5	37	125	53				
54	6	38	126	54				
55	7	39	127	54				
56	8	40	128	54				
57	9	41	129	54				
58	10	42	130	54				
59	11	43	131	55				
60	12	44	132	55				
61	13	45	133	55				
62	14	45	134	55				
63	15	45	135	55				
64	16	46	136	56				
65	17	46	137	56				
66	18	46	138	56				
67	19	47	139	56				
68	20	47	140	56				
69	21	47	141	57				
70	22	48	142	57				
71	23	48	143	57				
72	24	48	144	57				
73	25	49	145	57				
74	26	49	146	58				
75	27	49	147	58				
76	28	50	148	58				
77	29	50	149	58				
78	30	50	150	58				
79	31	51	151	59				
80	32	51	152	59				

へ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
17	1	1	89	37	61	161	70	
18	1	1	90	38	61	162	70	
19	1	1	91	39	62	163	70	
20	1	1	92	40	62	164	71	
21	1	1	93	41	63	165	72	
22	1	1	94	42	63	166	72	
23	1	1	95	43	64	167	72	
24	1	1	96	44	64	168	72	
25	1	1	97	45	65	169	72	
26	1	1	98	46	65	170	72	
27	1	1	99	47	66	171	73	
28	1	1	100	48	66	172	74	
29	1	1	101	49	67	173	74	
30	1	2	102	49	67	174	74	
31	1	3	103	50	68	175	75	
32	1	4	104	50	68	176	75	
33	1	5	105	51	69	177	75	
34	1	6	106	51	70			
35	1	7	107	52	71			
36	1	8	108	52	72			
37	1	9	109	53	73			
38	1	10	110	53	73			
39	1	11	111	54	74			
40	1	12	112	54	74			
41	1	13	113	55	75			
42	1	14	114	55	75			
43	1	15	115	56	76			
44	1	16	116	56	76			
45	1	17	117	57	77			
46	1	18	118	57	78			
47	1	19	119	58	79			
48	1	20	120	58	80			
49	1	21	121	59	81			
50	2	22	122	59	82			
51	3	23	123	60	83			
52	4	24	124	60	84			
53	5	25	125	61	85			
54	6	26	126	61	85			
55	7	27	127	61	86			
56	8	28	128	61	86			
57	9	29	129	62	87			
58	10	30	130	62	87			
59	11	31	131	62	88			
60	12	32	132	62	88			
61	13	33	133	63	89			
62	14	34	134	63				
63	15	35	135	63				
64	16	36	136	63				
65	17	37	137	64				
66	18	38	138	64				
67	19	39	139	64				
68	20	40	140	64				
69	21	41	141	65				
70	22	42	142	65				
71	23	43	143	65				
72	24	44	144	65				
73	25	45	145	66				
74	26	46	146	66				
75	27	47	147	66				
76	28	48	148	66				
77	29	49	149	67				
78	30	50	150	67				
79	31	51	151	67				
80	32	52	152	67				
81	33	53	153	68				
82	33	54	154	68				
83	34	55	155	68				
84	34	56	156	68				
85	35	57	157	69				
86	35	58	158	69				
87	36	59	159	69				
88	36	60	160	69				

ト 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	73	65
10	2	1	82	74	66
11	3	1	83	75	67
12	4	1	84	76	68
13	5	1	85	77	69
14	6	2	86	78	69
15	7	3	87	79	70
16	8	4	88	80	70
17	9	5	89	81	71
18	10	6	90	82	71
19	11	7	91	83	72
20	12	8	92	84	72
21	13	9	93	85	73
22	14	10	94	86	74
23	15	11	95	87	75
24	16	12	96	88	76
25	17	13	97	89	77
26	18	14	98	90	78
27	19	15	99	91	79
28	20	16	100	92	80
29	21	17	101	93	80
30	22	18	102	94	80
31	23	19	103	95	80
32	24	20	104	96	80
33	25	21	105	97	80
34	26	22	106	98	80
35	27	23	107	99	80
36	28	24	108	100	80
37	29	25	109	101	81
38	30	26	110	102	82
39	31	27	111	103	82
40	32	28	112	104	83
41	33	29	113	105	84
42	34	30	114	106	84
43	35	31	115	107	85
44	36	32	116	108	86
45	37	33	117	109	86
46	38	34	118	110	89
47	39	35	119	111	90
48	40	36	120	112	90
49	41	37	121	113	91
50	42	38	122	114	91
51	43	39	123	115	92
52	44	40	124	116	92
53	45	41	125	117	93
54	46	42	126	117	
55	47	43	127	117	
56	48	44	128	117	
57	49	45	129	117	
58	50	46			
59	51	47			
60	52	48			
61	53	49			
62	54	49			
63	55	50			
64	56	50			
65	57	51			
66	58	51			
67	59	52			
68	60	52			
69	61	53			
70	62	54			
71	63	55			
72	64	56			
73	65	57			
74	66	58			
75	67	59			
76	68	60			
77	69	61			
78	70	62			
79	71	63			
80	72	64			

チ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	26	49
10	1	2	83	27	49
11	1	3	84	28	49
12	1	4	85	29	49
13	1	5	86	30	49
14	1	6	87	31	49
15	1	7	88	32	49
16	1	8	89	33	50
17	1	9	90	34	50
18	1	10	91	35	50
19	1	11	92	36	50
20	1	12	93	37	50
21	1	13	94	38	
22	1	14	95	39	
23	1	15	96	40	
24	1	16	97	41	
25	1	17	98	42	
26	1	18	99	43	
27	1	19	100	44	
28	1	20	101	45	
29	1	21	102	46	
30	1	22	103	47	
31	1	23	104	48	
32	1	24	105	49	
33	1	25	106	50	
34	1	26	107	51	
35	1	27	108	52	
36	1	28	109	53	
37	1	29	110	54	
38	1	30	111	55	
39	1	31	112	56	
40	1	32	113	57	
41	1	33	114	57	
42	1	33	115	58	
43	1	34	116	58	
44	1	34	117	59	
45	1	35	118	59	
46	1	35	119	60	
47	1	36	120	60	
48	1	36	121	61	
49	1	37	122	61	
50	1	38	123	62	
51	1	39	124	62	
52	1	40	125	63	
53	1	41	126	63	
54	1	41	127	64	
55	1	41	128	64	
56	1	42	129	65	
57	1	42	130	65	
58	2	42	131	66	
59	3	43	132	66	
60	4	43	133	67	
61	5	43	134	67	
62	6	44	135	68	
63	7	44	136	68	
64	8	44	137	69	
65	9	45	138	70	
66	10	45	139	71	
67	11	45	140	72	
68	12	45	141	73	
69	13	45	142	74	
70	14	46	143	75	
71	15	46	144	76	
72	16	46	145	76	
73	17	46	146	76	
74	18	46	147	77	
75	19	47	148	77	
76	20	47	149	78	
77	21	48	150	78	
78	22	48	151	79	
79	23	48	152	79	
80	24	48	153	79	
81	25	48			

リ 介護福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	45	57
10	1	1	83	46	58
11	1	1	84	46	58
12	1	1	85	47	59
13	1	1	86	47	59
14	1	1	87	48	60
15	1	1	88	48	60
16	1	1	89	49	61
17	1	1	90	49	61
18	1	1	91	50	62
19	1	1	92	50	62
20	1	1	93	51	63
21	1	1	94	51	63
22	1	1	95	52	64
23	1	1	96	52	64
24	1	1	97	53	65
25	1	1	98	53	65
26	2	2	99	53	66
27	3	3	100	54	66
28	4	4	101	54	67
29	5	5	102	54	67
30	6	6	103	55	68
31	7	7	104	55	68
32	8	8	105	55	68
33	9	9	106	56	68
34	10	10	107	56	68
35	11	11	108	56	68
36	12	12	109	57	68
37	13	13	110	57	68
38	14	14	111	57	68
39	15	15	112	57	68
40	16	16	113	57	68
41	17	17	114	58	68
42	18	18	115	58	68
43	19	19	116	58	68
44	20	20	117	58	68
45	21	21	118	58	68
46	21	22	119	59	68
47	22	23	120	59	68
48	22	24	121	59	68
49	23	25	122	59	
50	23	26	123	59	
51	24	27	124	60	
52	24	28	125	60	
53	25	29	126	60	
54	26	30	127	60	
55	27	31	128	60	
56	28	32	129	61	
57	29	33	130	61	
58	29	34	131	61	
59	30	35	132	61	
60	30	36	133	61	
61	31	37	134	62	
62	31	38	135	62	
63	32	39	136	62	
64	32	40	137	62	
65	33	41	138	62	
66	34	42	139	62	
67	35	43	140	62	
68	36	44	141	63	
69	37	45	142	63	
70	37	46	143	63	
71	38	47	144	63	
72	38	48	145	63	
73	39	49	146	63	
74	39	50	147	63	
75	40	51	148	64	
76	40	52	149	64	
77	41	53	150	64	
78	42	54	151	64	
79	43	55	152	64	
80	44	56	153	64	
81	45	57			

又 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

ル 医師事務作業補助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

別表第11 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医療職基本給表（一）	-	（中間層）	-
医療職基本給表（二）	1級	2級～5級	6級、7級
医療職基本給表（三）	1級、2級	3級～5級	6級、7級
事務職基本給表	1級	2級～5級	6級～8級
診療情報管理職基本給表	1級	2級、3級	-
技能職基本給表	1級	2級、3級	-
教育職基本給表	-	1級、2級	3級
福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
介護福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
療養介助職基本給表	1級	2級	-
医師事務作業補助職基本給表	1級	2級	-

別表第12 副院長等基本年俸表（第19条第1項関係）

副院長等基本年俸表

号俸	1級			号俸	1級			号俸	1級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	4,556,400	2,009,000	2,358,000	45	6,247,200	2,754,000	3,233,000	89	7,147,200	3,151,000	3,699,000
2	4,612,800	2,034,000	2,388,000	46	6,277,200	2,768,000	3,249,000	90	7,159,200	3,157,000	3,705,000
3	4,668,000	2,058,000	2,416,000	47	6,306,000	2,780,000	3,264,000	91	7,171,200	3,162,000	3,712,000
4	4,724,400	2,083,000	2,445,000	48	6,336,000	2,794,000	3,279,000	92	7,182,000	3,167,000	3,717,000
5	4,779,600	2,108,000	2,474,000	49	6,364,800	2,806,000	3,294,000	93	7,192,800	3,171,000	3,723,000
6	4,833,600	2,131,000	2,502,000	50	6,393,600	2,819,000	3,309,000	94	7,203,600	3,176,000	3,728,000
7	4,887,600	2,155,000	2,530,000	51	6,422,400	2,832,000	3,324,000	95	7,213,200	3,180,000	3,733,000
8	4,940,400	2,178,000	2,557,000	52	6,451,200	2,844,000	3,339,000	96	7,222,800	3,185,000	3,738,000
9	4,994,400	2,202,000	2,585,000	53	6,480,000	2,857,000	3,354,000	97	7,231,200	3,188,000	3,743,000
10	5,047,200	2,225,000	2,612,000	54	6,505,200	2,868,000	3,367,000	98	7,238,400	3,191,000	3,746,000
11	5,097,600	2,248,000	2,639,000	55	6,530,400	2,879,000	3,380,000	99	7,245,600	3,195,000	3,750,000
12	5,146,800	2,269,000	2,664,000	56	6,555,600	2,890,000	3,393,000	100	7,252,800	3,198,000	3,754,000
13	5,196,000	2,291,000	2,689,000	57	6,580,800	2,902,000	3,406,000	101	7,260,000	3,201,000	3,758,000
14	5,241,600	2,311,000	2,713,000	58	6,606,000	2,913,000	3,419,000	102	7,267,200	3,204,000	3,761,000
15	5,286,000	2,331,000	2,736,000	59	6,631,200	2,924,000	3,432,000	103	7,273,200	3,207,000	3,764,000
16	5,330,400	2,350,000	2,759,000	60	6,656,400	2,935,000	3,445,000	104	7,279,200	3,209,000	3,767,000
17	5,371,200	2,368,000	2,780,000	61	6,680,400	2,945,000	3,458,000	105	7,285,200	3,212,000	3,771,000
18	5,409,600	2,385,000	2,800,000	62	6,704,400	2,956,000	3,470,000	106	7,291,200	3,215,000	3,774,000
19	5,445,600	2,401,000	2,819,000	63	6,728,400	2,967,000	3,482,000	107	7,298,400	3,218,000	3,777,000
20	5,481,600	2,417,000	2,837,000	64	6,752,400	2,977,000	3,495,000	108	7,305,600	3,221,000	3,781,000
21	5,515,200	2,432,000	2,855,000	65	6,776,400	2,988,000	3,507,000	109	7,312,800	3,224,000	3,785,000
22	5,547,600	2,446,000	2,871,000	66	6,799,200	2,998,000	3,519,000	110	7,318,800	3,227,000	3,788,000
23	5,580,000	2,460,000	2,888,000	67	6,822,000	3,008,000	3,531,000	111	7,324,800	3,230,000	3,791,000
24	5,611,200	2,474,000	2,904,000	68	6,843,600	3,017,000	3,542,000	112	7,330,800	3,232,000	3,794,000
25	5,641,200	2,487,000	2,920,000	69	6,864,000	3,026,000	3,553,000	113	7,336,800	3,235,000	3,797,000
26	5,671,200	2,501,000	2,935,000	70	6,883,200	3,035,000	3,563,000				
27	5,702,400	2,514,000	2,951,000	71	6,901,200	3,043,000	3,572,000				
28	5,733,600	2,528,000	2,968,000	72	6,919,200	3,051,000	3,581,000				
29	5,764,800	2,542,000	2,984,000	73	6,934,800	3,058,000	3,589,000				
30	5,796,000	2,556,000	3,000,000	74	6,949,200	3,064,000	3,597,000				
31	5,827,200	2,569,000	3,016,000	75	6,962,400	3,070,000	3,604,000				
32	5,858,400	2,583,000	3,032,000	76	6,975,600	3,076,000	3,610,000				
33	5,889,600	2,597,000	3,048,000	77	6,988,800	3,081,000	3,617,000				
34	5,919,600	2,610,000	3,064,000	78	7,002,000	3,087,000	3,624,000				
35	5,949,600	2,623,000	3,079,000	79	7,015,200	3,093,000	3,631,000				
36	5,979,600	2,637,000	3,095,000	80	7,028,400	3,099,000	3,638,000				
37	6,009,600	2,650,000	3,110,000	81	7,041,600	3,105,000	3,645,000				
38	6,039,600	2,663,000	3,126,000	82	7,054,800	3,110,000	3,651,000				
39	6,069,600	2,676,000	3,142,000	83	7,069,200	3,117,000	3,659,000				
40	6,099,600	2,689,000	3,157,000	84	7,082,400	3,123,000	3,666,000				
41	6,129,600	2,703,000	3,173,000	85	7,095,600	3,128,000	3,672,000				
42	6,159,600	2,716,000	3,188,000	86	7,107,600	3,134,000	3,679,000				
43	6,189,600	2,729,000	3,204,000	87	7,120,800	3,140,000	3,686,000				
44	6,218,400	2,742,000	3,219,000	88	7,134,000	3,145,000	3,692,000				

副院長等基本年俸表

号俸	2級			号俸	2級			号俸	2級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	5,432,400	2,812,000	3,020,000	45	6,918,000	3,581,000	3,846,000	89	7,704,000	3,987,000	4,283,000
2	5,474,400	2,834,000	3,043,000	46	6,944,400	3,594,000	3,860,000	90	7,711,200	3,991,000	4,287,000
3	5,516,400	2,855,000	3,067,000	47	6,970,800	3,608,000	3,875,000	91	7,718,400	3,995,000	4,291,000
4	5,557,200	2,876,000	3,089,000	48	6,996,000	3,621,000	3,889,000	92	7,725,600	3,998,000	4,295,000
5	5,596,800	2,897,000	3,111,000	49	7,021,200	3,634,000	3,903,000	93	7,732,800	4,002,000	4,299,000
6	5,636,400	2,917,000	3,133,000	50	7,047,600	3,648,000	3,918,000	94	7,740,000	4,006,000	4,303,000
7	5,674,800	2,937,000	3,155,000	51	7,074,000	3,661,000	3,932,000	95	7,747,200	4,010,000	4,307,000
8	5,713,200	2,957,000	3,176,000	52	7,100,400	3,675,000	3,947,000	96	7,754,400	4,013,000	4,311,000
9	5,751,600	2,977,000	3,197,000	53	7,126,800	3,689,000	3,962,000	97	7,761,600	4,017,000	4,315,000
10	5,790,000	2,997,000	3,219,000	54	7,153,200	3,702,000	3,976,000				
11	5,828,400	3,017,000	3,240,000	55	7,178,400	3,715,000	3,990,000				
12	5,865,600	3,036,000	3,261,000	56	7,202,400	3,728,000	4,004,000				
13	5,902,800	3,055,000	3,281,000	57	7,226,400	3,740,000	4,017,000				
14	5,938,800	3,074,000	3,301,000	58	7,251,600	3,753,000	4,031,000				
15	5,974,800	3,092,000	3,321,000	59	7,276,800	3,766,000	4,045,000				
16	6,010,800	3,111,000	3,342,000	60	7,302,000	3,779,000	4,059,000				
17	6,046,800	3,130,000	3,362,000	61	7,327,200	3,792,000	4,073,000				
18	6,082,800	3,148,000	3,382,000	62	7,351,200	3,805,000	4,087,000				
19	6,118,800	3,167,000	3,402,000	63	7,374,000	3,817,000	4,099,000				
20	6,154,800	3,186,000	3,422,000	64	7,395,600	3,828,000	4,111,000				
21	6,189,600	3,204,000	3,441,000	65	7,416,000	3,838,000	4,123,000				
22	6,224,400	3,222,000	3,460,000	66	7,436,400	3,849,000	4,134,000				
23	6,259,200	3,240,000	3,480,000	67	7,456,800	3,859,000	4,145,000				
24	6,292,800	3,257,000	3,498,000	68	7,474,800	3,869,000	4,155,000				
25	6,325,200	3,274,000	3,516,000	69	7,492,800	3,878,000	4,165,000				
26	6,357,600	3,291,000	3,534,000	70	7,509,600	3,887,000	4,175,000				
27	6,390,000	3,307,000	3,552,000	71	7,526,400	3,895,000	4,184,000				
28	6,421,200	3,323,000	3,570,000	72	7,542,000	3,903,000	4,193,000				
29	6,452,400	3,340,000	3,587,000	73	7,557,600	3,912,000	4,201,000				
30	6,483,600	3,356,000	3,604,000	74	7,572,000	3,919,000	4,209,000				
31	6,514,800	3,372,000	3,622,000	75	7,585,200	3,926,000	4,217,000				
32	6,544,800	3,387,000	3,638,000	76	7,598,400	3,933,000	4,224,000				
33	6,573,600	3,402,000	3,654,000	77	7,610,400	3,939,000	4,231,000				
34	6,602,400	3,417,000	3,670,000	78	7,621,200	3,944,000	4,237,000				
35	6,632,400	3,433,000	3,687,000	79	7,630,800	3,949,000	4,242,000				
36	6,662,400	3,448,000	3,704,000	80	7,640,400	3,954,000	4,247,000				
37	6,692,400	3,464,000	3,720,000	81	7,648,800	3,959,000	4,252,000				
38	6,722,400	3,479,000	3,737,000	82	7,657,200	3,963,000	4,257,000				
39	6,752,400	3,495,000	3,754,000	83	7,664,400	3,967,000	4,261,000				
40	6,781,200	3,510,000	3,770,000	84	7,671,600	3,971,000	4,265,000				
41	6,810,000	3,525,000	3,786,000	85	7,678,800	3,974,000	4,269,000				
42	6,837,600	3,539,000	3,801,000	86	7,686,000	3,978,000	4,273,000				
43	6,865,200	3,553,000	3,816,000	87	7,692,000	3,981,000	4,276,000				
44	6,891,600	3,567,000	3,831,000	88	7,698,000	3,984,000	4,279,000				

別表第13 副院長等基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

職務の級		標準的な職務
1級	1欄	医長の職務
	2欄	理事長が別に定める医長の職務
2級	1欄	診療部長の職務
	2欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）、統括診療部長又は介護老人保健施設長の職務
備考		
<p>1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）</p>		

別表第14 副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（第21条第1項関係）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	
71	54
72	
73	55
74	
75	56
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	
83	
84	
85	62
86	
87	
88	

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	

別表第15 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支給区分	支 給 割 合
北海道病院	7	100分の3
札幌北辰病院	7	100分の3
仙台病院	6	100分の6
仙台南病院	6	100分の6
うつのみや病院	6	100分の6
群馬中央病院	7	100分の3
さいたま北部医療センター		100分の13
埼玉メディカルセンター		100分の13
千葉病院		100分の11
船橋中央病院	4	100分の12
東京高輪病院		100分の18
東京新宿メディカルセンター		100分の18
東京山手メディカルセンター		100分の16
東京城東病院		100分の18
東京蒲田医療センター		100分の10
横浜中央病院		100分の13
横浜保土ヶ谷中央病院		100分の13
相模野病院		100分の10
山梨病院		100分の4.5
清水さくら病院	6	100分の6
三島総合病院	7	100分の3
金沢病院	7	100分の3
可児とうのう病院		100分の2
中京病院		100分の13
四日市羽津医療センター		100分の7
滋賀病院	5	100分の10
京都鞍馬口医療センター	5	100分の10
大阪病院		100分の15
大阪みなと中央病院		100分の15
星ヶ丘医療センター	5	100分の10
神戸中央病院		100分の10
大和郡山病院	5	100分の10
りつりん病院		100分の4
徳山中央病院	7	100分の3
九州病院	7	100分の3

別表第16 寒冷地手当支給区分表（第60条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道病院	北海道札幌市	2級地
札幌北辰病院	北海道札幌市	2級地
登別病院	北海道登別市	3級地
福井勝山総合病院	福井県勝山市	4級地
<p>備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

別表第17 役職手当適用区分表（第62条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
副院長等基本年俸表	副院長 介護老人保健施設長	一 種	2 級 以下	148,100	—
	統括診療部長 診療部長	二 種	2 級 以下	118,500	—
	医 長	三 種	1 級	96,700	—
医療職基本給表（二）	薬 剤 部 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以下	72,700	57,600
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級 以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副院長	一 種	7 級 以下	113,600	—
	看護部長	二 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	7 級 以下	88,300	75,800
		三 種	6 級 以下	75,800	58,200
	副看護部長	四 種	5 級 以下	59,200	44,200
	看護師長	五 種	4 級 以下	44,800	34,700
事務職基本給表	事務部長	一 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	8 級 以下	130,300	112,900
		二 種	7 級	94,000	79,800
	事務長	三 種	6 級 以下	88,500	69,800
			5 級 以下	72,700	56,200
	課 長	三 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	5 級 以下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
	補 佐	四 種	4 級 以下	59,500	44,300
			3 級 以下	55,500	41,900
診療情報管理職基本給表	専 門 職	四 種	3 級 以下	55,500	41,900
教育職基本給表	副 学 校 長	三 種	3 級 以下	77,400	55,500
	教 務 主 任	四 種	2 級 以下	64,100	46,200

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第18 特殊業務手当支給区分表（第66条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	17,700円
2 手術室に勤務する医師	
3 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
4 手術室に勤務する臨床工学技士	
5 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
6 手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
7 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
8 検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
備考	
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
2 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。	

別表第19 医師手当支給種別区分表（第83条第2項関係）

事業場	支給種別区分
北海道病院	4
札幌北辰病院	4
登別病院	2
仙台病院	4
仙台南病院	4
秋田病院	3
二本松病院	3
うつのみや病院	3
群馬中央病院	3
さいたま北部医療センター	5
埼玉メディカルセンター	5
千葉病院	5
船橋中央病院	3
東京高輪病院	5
東京新宿メディカルセンター	5
東京山手メディカルセンター	5
東京城東病院	5
東京蒲田医療センター	5
横浜中央病院	5
横浜保土ヶ谷中央病院	5
相模野病院	4
湯河原病院	2
山梨病院	3
清水さくら病院	2
三島総合病院	3
高岡ふしき病院	5
金沢病院	3
福井勝山総合病院	2
若狭高浜病院	2
可児とうのう病院	3
中京病院	5
四日市羽津医療センター	3
滋賀病院	4
京都鞍馬口医療センター	5
大阪病院	5
大阪みなと中央病院	5
星ヶ丘医療センター	4
神戸中央病院	5
大和郡山病院	4
玉造病院	3
りつりん病院	3

事業場	支給種別区分
宇和島病院	3
高知西病院	3
下関医療センター	3
徳山中央病院	3
九州病院	5
久留米総合病院	3
福岡ゆたか中央病院	3
佐賀中部病院	3
松浦中央病院	3
諫早総合病院	3
熊本総合病院	3
人吉医療センター	2
天草中央総合病院	3
南海医療センター	3
湯布院病院	2
宮崎江南病院	3

別表第20 医師手当月額表（第83条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
2	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
3	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
4	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
5	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
6	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
7	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
8	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
9	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
10	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
11	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
12	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	48,900
13	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	47,100
14	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	45,300
15	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	43,500
16	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	41,700
17	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	39,900
18	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	38,100
19	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	36,300
20	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	34,900
21	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	33,500
22	356,100	317,400	265,000	208,400	149,800	32,100
23	351,700	313,400	261,700	205,800	148,200	30,700
24	347,300	309,400	258,400	203,200	146,600	29,300
25	342,900	305,400	255,100	200,600	145,000	27,900
26	338,500	301,400	251,800	198,000	143,400	26,500
27	325,800	290,700	243,800	191,700	139,400	25,900
28	312,900	279,900	235,500	185,600	135,000	25,300
29	300,300	269,400	227,800	179,300	131,000	24,400
30	287,600	258,700	219,600	173,300	126,600	23,700
31	274,800	248,000	211,700	167,100	122,600	23,100
32	259,000	233,600	199,800	158,600	117,000	22,500
33	243,400	219,400	188,500	150,000	111,800	21,900
34	227,700	205,200	176,900	141,400	106,600	21,200
35	211,800	190,800	165,100	132,900	101,000	20,900
36	193,700	175,100	152,800	123,600	95,600	20,500
37	175,500	159,400	140,300	114,500	89,800	19,800
38	157,600	143,900	128,100	105,100	84,500	19,000
39	126,400	118,400	107,900	91,700	75,700	18,100
40	97,600	94,600	89,100	78,900	67,500	17,400
41	89,100	86,100	80,600	70,400		
42	80,600	77,600	72,100	61,900		
43	72,100	69,100	63,600			
44	63,600	60,600	55,100			
45	55,100	52,100				